

令和2年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示18号

令和2年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月19日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年3月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第1回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月3日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

9番 白 川 正 樹 10番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総務課長兼仲南支所長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	黒木正人	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	河田勝美	農林課長	小縣茂
琴南支所長	萩岡一志	教育次長兼学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、白川正樹君、10番、白川皆男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 皆さん、おはようございます。令和2年度の最初の議会でありますので、よろしくお願いしたと思います。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、松下一美が一般質問をさせていただきます。

最初に、最近の新型コロナウイルスによる肺炎感染者が急増し、世界的に混乱が続く中、安倍総理が先月27日に全国の小中高校へ3月2日から休校要請が出されました。また、本町においても3日から小学校、中学校が臨時休校となり、いろいろなところに影響が出ているところと思われます。生徒の健康、安全が第一であり、やむを得ないことと思われるが、政府の初期の危機対応のおくれは否めないかと思われます。一日も早い収束されることをお祈りしたいところであります。

それでは、2点ほどについてお伺いいたします。

最初の一点目は、不正流用による基金不明金の早期の解決策を問うものであります。そしてまた、2番目には空き家の活用策を問うであり、まず、一点目の不正流用による基金不明金の早期の解決策についてお伺いいたします。

現在、2, 800万円余の基金不明金と思われます。今後、どのように解決していくのか、そしてまた、住民の信頼回復を図るためにも、先延ばしはできないと思われます。できる限り早期の解決を図るべきと思われますが、町長の所見をお伺いいたします。

そして、昨年9月定例におきましても、平成30年度の決算が全会一致で不認定と、異常事態でありましたが、今後はできるだけ避けるべきかと思われます。そこで、例えば基金の活用はできないものか。基金は最も有利で安全な有価証券に変えられるものと思われませんが、町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの不正流用による基金不明金の早期の解決策を問うとの御質問にお答えいたします。

最初に、着服した元室長は、令和2年1月14日に逮捕され、2月3日に確認された1, 010万円分について起訴され、2月20日には、さらに1, 670万円を着服したとして再逮捕されております。現在も拘留が延長され、残額に対する捜査が進行中であり、追起訴になる方向であります。

一方、民事裁判では、令和元年11月8日に善通寺簡易裁判所へ支払い督促申し立てを行い、令和2年1月14日、仮執行宣言つき支払い督促命令が確定いたしております。このことによって、不明金である2, 902万2, 560円の全額、元会計室長に対し、今後も請求していくわけですが、令和2年2月12日現在で、うち114万330円が返還されている状況であります。

今後も本人に対して残金全額を返還するよう請求していく所存であり、一刻も早く返還され、早期解決を目指しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、基金管理についてでございますが、現在、72億円ある基金のうち、一部を安全で有利な有価証券で運用を行っております。令和元年12月補正予算では、約1億2, 900万円の有価証券による運用益を基金に積み立てる予算の御承認を得ております。これらの運用益につきましては、それぞれ目的ごとの基金に積み立てておりますが、今後も社会情勢等を見きわめ、有利な有価証券の運用を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。今、町長から答弁をいただいたところでありますけど、例えば、今現在、町におきましては、基金が町長72億円余りと言われておりましたけど、73億円ぐらいあるのかと思われますが、今現在、定期預金につきましては0.01%であり、日本の10年債国債におきましても0.1%と。アメリカの国債については、10年物で1.25から1.5%ぐらいかと思われます。

そこで、例えば5億円の運用であれば、年間600万円から700万円余りは運用益が出るのではないかと思われます。そこで、やはり4年余りかければ、不明金の補填ができる

のではないかとと思われます。為替のリスクはあろうかと思われませんが、慎重に検討されてはと思われませんが、町長の答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 松下議員さんの御質問にお答えします。

我々、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、リスクの少ない、しかも安全で有利な資金運用に心がけております。その一つとして国債、あるいは地方債を買い入れて、それで有益な利益を生むという、今、現行はそういうふうに行っております。

その一つの中で、アメリカの債券、あるいは外国の債券を購入したらどうかというのも当然検討いたしております。アメリカのドルは国際的にも一番安全なものというふうな認識は持っておりますけれども、その中でも、やはり先ほど松下議員さんがおっしゃられたような為替のリスクというのはどうしても否めませんので、その中で、今のところは国の発行する国債、あるいは地方債の中で運用しているというところでございますけれども、また、時勢の流れによりまして、そういうのも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 今、副町長の答弁をいただきましたが、やはりアメリカ国債となれば、為替のリスクというものがあるかと思えます。しかし、今、アメリカは先進国の中でも一番安定した国でありまして、年率3から4%ぐらいの経済成長もあります。そしてまた、農産物を初め、鉱物資源、石油、ガスにおいても輸出国であり、資源大国であるので、安定しておるほうではないかと思えます。

そしてまた、日本はもちろん、中国においてもアメリカ国債を大量に保有しておるところでありますので、慎重に検討をお願いしたらと思えます。

そこで、もう一つには、ふるさと納税が、今、活用できないものかと思えます。現在、19年度の見込みでありますけど、県下においては1億円を超えるところは、高松市を初め6市において、そしてまた、町においては三木町の1億7,000万円、多度津町の1億9,000万円余り、小豆島町の約1億6,800万円、土庄町におきましても1億2,000万円と、そういう中でありまして、これはあくまでも見込みでありますけど、本町においては2,100万円余りと新聞にも出ておりましたが、職員、執行部、そして議会も一丸となって成果を上げれば、少しでも不明金の補填ができるのではないかとと思えますが、町長のお考えをお伺いたします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 松下議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今、基金とあわせてふるさと納税の話もございました。ふるさと納税も他市町と比べてまだ伸びしろがあるというか、まだまだ伸びてない状況でございます。ふるさと納税、基金につきましては、それぞれ目的を持って積み立てておりまして、ふるさと納税においても、福祉であるとかさまざまな分野で使っていただきたいという納税される方の気持ちが

入っておりますので、その目的に沿って使うということで、先ほどの不正流用の公金横領の補填という話も触れましたけども、目的がそれぞれありますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 御答弁ありがとうございます。いろいろそれぞれ目的があつてということは承知の上でありますけど、いずれにいたしましても、本人には誠意を持って、一日にも早い全額の返済を求めていくものであります。

そしてまた、先ほども申しましたように、やはり職員を初め執行部、議会もいろいろと知恵を出しながら、この問題は一日も早い解決が望まれるというところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2番目に移ります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

松下一美君。

○松下一美議員 2点目は空き家の活用策を問うでありますけど、これにつきましては、今までにも質問いたしております。そしてまた、過去の本町の空き家調査におきましては780戸余りでありましたけど、現在、ふえ続けているのが現状かと思われま。

全国におきましては820万戸余りと言われておりましたけど、最近では849万戸余りと急増いたしております。都市圏においても、最近、都市開発に支障を来しているような状態であります。

本町の第2期総合計画案においても、移住・定住促進がうたわれておりますが、平成30年度に移住相談者数が57名とありますが、若者住宅取得助成と同様に、空き家活用者にも改修費の助成金を支給してはと思われま。少しでも空き家の解消を図ってとは思われま。すが、町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの2番目の質問、空き家の活用策を問うについての御質問にお答えいたします。

さて、以前にも松下議員さんからは空き家対策について何度か御質問をいただきましたが、今回、改めて空き家の利活用の視点から現状を報告させていただきます。

議員御指摘のとおり、空き家につきましては、本町のみならず、全国的な社会現象としてあらわれており、朽ちて倒壊の危険性のあるものや、所有者がわからず処分が進まないものなどがふえており、環境衛生面、犯罪利用、放火リスクなど、治安面からも都市圏、地方ともに社会問題となっております。本町の空き家調査でも約800戸もの空き家があったということは以前にも御報告させていただいたところでございます。

さて、御質問にあります次期まんのう町総合戦略におきましては、現行計画を踏襲しながら、国の新たな施策の流れを取り込んで作り込みを行っております。その中で、移住

定住促進施策として移住相談体制の拡充や若者住宅取得補助事業、空き家の利活用事業の推進など、目標値を設定して取り組むことといたしております。

御質問の件の空き家の利活用に関する補助制度につきましては、現在、空き家等情報登録制度と空き家リフォーム事業補助金交付制度の二つがございます。

空き家等情報登録制度につきましては、御存じのとおり、空き家の持ち主と空き家を利用したい人の双方に情報を提供する登録制度で、今年度の空き家の登録件数は7件、利用者登録数は13人で、成約件数は4件となっております。

次に、御質問の趣旨でもあります空き家の改修補助事業についてでございますが、こちらの制度は空き家等情報登録制度を通して成約となった後に家のリフォームや家財の処分についてその費用の一部を補助するもので、今年度は1件の利用がございます。補助の詳細は、リフォームにつきましては、事業費の2分の1で上限は50万円、家財処分につきましては、事業費2分の1で上限は5万円となっております。さらに、この限度額を超えた部分につきましては、同様に県の上乗せ補助がございますので、条件を満たしますと、リフォームの補助上限額は100万円、家財処分の補助上限額は10万円となります。

さて、これら事業の課題についてですが、現在、空き家の登録累計数は空き家全体の5%程度と少なく、空き家が住居として使えるうちにいかに登録を促し、利用してもらえるかであります。家屋の登録が進まない要因としては、相続に関係なく、空き家を管理せずに放置しているケースや、家や祖先に対する日本人的な精神的思考、解体費用やリフォーム代、家財処分費などの経済的な負担、この制度の周知が十分でないなど、さまざまな問題があると思われまます。

今後、空き家の利活用を考えていく上で、不動産関係業者や宅建協会などと連携して業務の効率化を図り、定住・移住促進を行ったり、増加する空き家の対応方針について、最新の動向を研究しながら充実させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長の答弁中에서도契約が4件ぐらいと言われておりましたが、着実にいろいろと進められていることはわかります。そしてまた、いろいろと制度的にも助成制度が受けられるようにはなっておるかとは思われますが、そういう中であります。豊後高田におきまして、改修につきまして40万円ほど、そしてまた、移住をされた方については10万円の移住に対しての経費を出されております。そういう中でありますので、やはり空き家を解消していくには積極的に若者住宅取得と同じように助成をもっと拡充してやっていただけたらと、そういうように思います。

そういう中でありますので、今後とも、この空き家については、耕作放棄地と同じであります。高齢化社会には避けて通れない、ふえているのが現状でありますので、今後とも、しっかりと対応していただきますようお願いしておきます。

以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、川西米希子さん、1番目の質問を許可します。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、私の一般質問をさせていただきます。今回は、二つ質問させていただきます。1点目が、病児保育、病後児保育の導入について、2点目が、新型コロナウイルスにおける対応、対策についてです。

質問に先立ち、今回の新型コロナウイルス感染症で治療中の皆様の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。また、一日も早い収束を心から願っております。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

病児・病後児保育の導入について。

女性の社会進出が急速に進んでいます。共働きをしながら子育てをする家庭も珍しいことではなくなりました。子育てと仕事が両立しやすい環境を整え、子育て支援をさらに推進するためには、病児・病後児保育の事業実施が必要であると思います。

現在、香川県の自治体の多くはそれぞれの市や町に病児保育、病後児保育施設があります。未設置の本町に住んでいても利用できる施設はありますが、利便性がよくありません。町内に病児保育、病後児保育施設を設置することは、子育てと仕事の両立支援が図られるのではないのでしょうか。

2015年（平成27年）9月定例会における私の病児保育、病後児保育の事業実施との一般質問に対して、本町での事業化については十分な検討、広域的な視野に立った検討が必要と考えているとの御答弁をいただきました。あの日より4年を超える月日が経過いたしました。改めてお考えをお尋ねいたします。

難しい課題があるのだとは思いますが、病児保育、病後児保育が本町において現在まで整備されていない理由をお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、病児・病後児保育の導入についての御質問についてお答えいたします。

保護者が仕事の都合などで病気の子供を見られない場合などに子供を見てもらえる病児・病後児保育施設は、病院や診療所、保育所などに併設された専用スペース、または病児・病後児保育専用施設であって、保育室及び児童の静養、または隔離の機能を持った観察室、または安静室及び調理室を備えていなければなりません。

さらに、病児の看護を担当する看護師を利用児童10人について1人以上、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童3人について1人以上配置しなくてはならず、原則、常駐することが定められております。

本町において病児・病後児保育施設が設置されていない理由についてのお尋ねでございますが、病児・病後児保育施設を設置するためには、このように場所的な条件、あるいは

人的な条件をクリアする必要がございます。したがって、現状においては、公的な施設としても、民間の病院などにしましても、これらの条件を満たすことが困難であるため、設置ができておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。法律に縛られた難しい課題があるということをお答弁いただいたと思いますけれども、それらの課題と何とか乗り越えて、病児保育、病後児保育の事業実施を行っていくというようなお考えはないのか、いま一度、お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問は、病児・病後児保育施設の設置についてのお尋ねでございます。

先ほど答弁をいたしましたように、病児・病後児保育施設の設置につきましては、場所的な条件や人員確保の条件から、現在のところは困難であると考えております。

県内には、現在、病児・病後児保育施設は19施設があり、まんのう町の近隣の市町においては、丸亀市であれば個人病院に1施設、善通寺市には個人病院及び私立保育所にそれぞれ1施設、また、綾川町には町立陶病院内に1施設ございます。

まんのう町におきましては、第2子の3歳未満の児童、または第3子以降の就学前の児童がこれらの施設を利用した場合に、その利用料を無料にする病児・病後児保育利用料無料化事業と、生後6カ月から12歳未満の児童がこれらの施設を利用した場合に、その施設の所在する市町の児童が利用する際の利用料と、その施設に支払った利用料との差額を助成する病児・病後児保育事業利用助成金交付の制度がございます。これらの制度は、本町には病児・病後児保育施設がございませんが、利用料を無料または助成することにより、利用する児童がいる世帯の経済的負担を軽減し、子育てを支援することを目的としておりますので、御理解賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。まんのう町におきましても、今、町長さんのほうからお話がありましたように、差額については補助をしていただけるというような支援もあるということは承知しております。

現在、まんのう町には、近くても善通寺市まで預けにいかなければならないという事情があります。施設によって幾らかの違いはありますが、朝は8時半から夕方5時30分までとおおむね決められているところが多く、勤務先と預ける施設が離れている場合は利便性が大変に悪く、また、預かり可能な子供の人数も1施設で少ないところは2名、多くても6名と、感染症が流行する時期においては狭き門となっております。

私も子供たちが幼いころは、子供の病気と仕事の両立に本当に悩んだこともありました。子供を持つ働いている保護者が悩むのは、子供が病気になったときです。病児保育、病後児保育の課題として、利用する子供の数が季節によって変動や感染症の流行状況に影響を

受けて増減し、月によって大きく変動することが上げられると思います。そのことによって、看護師や保育士の確保、安定した経営が難しいのではないのでしょうか。

小豆島と土庄町は共同で小豆島中央病院に委託し、病児・病後児保育オリーブキッズ事業を実施されております。

お尋ねいたします。本町のみでの事業実施が難しい場合、例えば琴平町さんにも病児・病後児保育施設がありません。事業実施をされていないと思いますので、共同での実施はできないのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再々質問は、病児・病後児保育施設について、琴平町との共同での設置ができないかという御質問でございます。

本町におきましては、近隣市町の病児・病後児保育施設を利用した児童につきましては、先ほどの質問にお答えいたしましたように、利用料無料化事業または利用助成金交付制度を利用された方の実績から申し上げますと、一昨年度の平成29年度におきましては、22人の児童が延べ64回、昨年度におきましては10人の児童が延べ34回、病児・病後児保育施設を利用いたしております。

一方、琴平町におきましても、病児・病後児保育施設を利用する児童の人数は、一昨年度は1人の児童が延べ1回、昨年度は5名の児童が延べ7回利用したのみであり、病児・病後児保育施設を設置したとしても、運営の面で問題が多いことが考えられます。

したがって、琴平町と共同で病児・病後児保育施設を設置するをいたしましても、最初の御質問にお答えいたしましたように、場所的な条件、あるいは人的な条件を満たすことは困難であると予想されます。

町内に病児・病後児保育施設があれば、子育てをしている世帯の保護者にとりましては、気軽に利用ができ、便利なことは重々承知しておりますが、特にこども園の保育教諭の人材確保にも苦勞している現在において、病児・病後児保育施設の運営に必要な保育士の確保が困難であると考えられますので、御理解を賜りたいと存じます。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。ことしの成人式に議会で新成人の方々にアンケートをさせていただきました。昨日、その集計結果をいただきました。将来、どのような町に住みたいですかとの質問に対して、1位に選ばれたのは、買い物の便がよく、生活しやすい町でした。2位が子育てしやすい町となっていました。子育て支援が充実していることが、若者の定住には欠かせない要素となっておりますとお伝えいたしまして、一つ目の私の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 二つ目の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに対しての対策、対応についてです。

新型コロナウイルスに関することをございますけれども、昨年12月以降、一国で発生した新型コロナウイルス感染症が短期間で世界中に広まり、感染経路が特定できない感染者が日本国内でも相次いでいます。日本で最も多くの感染者が発生している北海道においては、2月28日に県知事より緊急事態宣言が出され、道民に向けて、28日から3週間の間は、特に週末の外出を控えるよう呼びかけがされました。

WHO世界保健機構は、感染が広がる新型コロナウイルスについて、2月29日に世界的な危険性の評価を高いから非常に高いに引き上げ、感染の拡大防止に向け、各国に一層の対策を行うよう強く求めています。

日本の厚生労働省は、2月17日に、国民に向けて、発熱などの症状が出た際に相談する窓口を設置し、相談する目安を公表するなど、現在、国を挙げての感染拡大防止に取り組んでいます。

日を追うごとに状況はめまぐるしく変わっていますが、私たち国民は正しい情報の入手に心がけるとともに、冷静な行動が大切であると認識をしております。

現在、まんのう町としても、新型コロナウイルスをめぐり、未知の領域の危機管理が求められる状況に直面しているのではないのでしょうか。

2月27日、安倍総理より、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国の小中高、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請が出されました。これを受けて、まんのう町の小中学校も3月3日の火曜日から3月24日までが臨時休校、3月25日から春休みが終わるまでの長期の休みとなることが決定しております。

緊急性が高く、命にかかわることから、総理がトップダウン、上意下達で全国一斉休校を要請したことは理解できるという声がある一方で、余りにも急な要請で、学校現場や保護者は備えが十分にできていないとのお声もあります。

また、御高齢者の方からは、さまざまな町の楽しみにしていた行事が自粛や延期となっていることや、新型コロナウイルスが怖くて、できるだけ外出も控えなければならないと考えていることから、足腰が弱らないか心配をしていますとのお声もお聞きしています。

現在、香川県内においては、新型コロナウイルス感染症は発生をしていないことは承知をしておりますが、新型コロナウイルスに関連して、住民の日常生活にもさまざまな変化が起こっております。

お尋ねをいたします。大きくは、住民の日常生活においてと、長期の子供たちの休みとなったことに関してです。

1点目、新型コロナウイルスをめぐり、住民のこれまでの日常生活がどのように変わってきているのでしょうか。現在のところと今後の見通しもわかる範囲でお示しください。

2点目です。小中高、特別支援学校が急な臨時休校となりました。今後の卒業式や入学式など、学校や子供にとっての重要行事はどうなりますでしょうかということと、放課後児童クラブについてもお尋ねいたします。長期休暇中の利用申し込みをしている児童及び通常利用登録児童に関しては、今回の臨時休校に対しても、子供たちの受け入れをしてい

ただけるとお聞きしておりますが、4点お聞きします。

児童クラブの先生方の確保は大丈夫なのでしょうか。利用児童が多い場合、子供に対する部屋数やスペースなどは大丈夫でしょうか。当然、最大限の感染防止対策はしていただけているとは思いますが、どのような対策をとられていますでしょうか。

登録児童と、あらかじめ利用申し込みをしている児童のみが対象となっておりますが、これまでにない緊急事態です。それ以外の子供の保護者から要望があった場合は、どのような取り決めをなされているのでしょうか。預かり先のない子供は生まれていないのでしょうか。

たくさんありますけれども、御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんのコロナウイルス対策と対応についての御質問にお答えいたします。

昨年12月に中国武漢において端を発した新型コロナウイルス感染症は、急激な勢いで感染者数が増加し、海外に広がっております。WHOは緊急事態宣言を出して対策がとられていますが、まだ感染が拡大する傾向にあり、日本国内では指定感染症に指定され、日々、感染者が報告されている状況が続いております。感染経路がわかっていない患者も出ておりますので、誰がいつどこで感染するかわからない状況にあると捉えております。

2月17日に国から新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が出されております。感染の疑いのある方は、まず中讃保健所に設置されております帰国者・接触者相談センターにお電話いただき、御相談ください。保健所で状況確認の上、帰国者・接触者外来への受診を調整いたします。検査を行い、陽性が判明した場合には、指定医療機関への強制入院となります。濃厚接触者の健康観察を行うなど、感染の拡大防止に取り組むこととしております。

時間の経過とともに国の示す対応方針も変更されております。また、感染者の年齢や居住環境によっては施設や行動の規制がかかる場合もあるかと思いますが、常に最新の情報を収集し、状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

住民への周知方法ですが、現在、町のホームページから国や県の最新の情報が閲覧できるように掲載をいたしております。

また、個人が取り組む感染症予防対策と、帰国者・接触者相談センターへの相談や受診の目安につきましては、行政告知放送での周知や町有施設にポスターやチラシを設置して啓発に努めております。

各課には啓発資材を使った周知啓発を依頼しており、税の申告会場や会合の場、高齢者宅への訪問時、また、学校を通じて保護者の方に周知し、感染症予防に取り組んでいただくよう啓発を進めております。

次に、町での相談窓口の設置についてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在、新型コロナウイルス感染症の相談窓口につきましては、香川県内保健所に設置され

ております帰国者・接触者相談センターとなります。今後、感染が拡大し、町での相談窓口が必要になった場合は、県と協議の上、検討してまいりたいと思っております。

そして、2番目の質問でございますが、まんのう町としての感染拡大防止策についてお答えします。

町民の皆様には、風邪のような症状がある場合は学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、うつらない、うつさないというお気持ちで、手洗いやせきエチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動をお願いいたします。

2月25日に国から社会への影響を最小限にするための対策をまとめた感染症対策の基本方針が出されました。また、26日には、安部首相から、全国的なスポーツや文化行事についての中止や延期の要請が表明されました。本町といたしましても、27日に庁内管理職による対策会議を開催し、各課の連携協議と意思統一を図っております。

3月中の町主催のイベント等の開催につきましては、感染拡大防止のために原則中止または延期とさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 この新型コロナウイルスにつきましては、刻々と状況が変化しております。川西議員さんから御質問をいただいた時点で教育委員会としては回答を用意しております。それから、それ以後につきましては、また変化が起きましたので、それも加えて御説明を申し上げたらと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育委員会の基本姿勢について最初に御説明を申し上げ、御理解をいただきたいと思っております。

1点目は、校内におきまして児童生徒が新型コロナウイルスに感染しないための予防対策を徹底することが重要であります。学校には健康管理の専門家であります養護教諭が常日ごろから感染症予防のさまざまな取り組みをしているところでございます。正確な手洗い、うがいの励行、せきエチケットの指導、マスクの装着、アルコールによる手の消毒、教室の換気等の指導の徹底を図っているところでございます。

また、インフルエンザ等の伝染性の病気で一定数の子供が罹患して欠席した場合には、学校医の指導をいただいて、学級閉鎖にするかどうかの判断を教育委員会と相談して決定しているわけであります。

2点目は、子供の健康管理の仕組みが整備され、日常的に機能する体制が整えられておるところでございます。

学校におきましては、戦後一貫して養護教諭が子供たちの健康管理を行うために配置され、健康指導全般にわたってとり行ってきたわけであります。毎日、朝の学活の時間までに全員の子供の健康観察を学級担任と行い、その日の課題を整理して管理職に報告するという作業を行っており、その結果、重大な問題が発生した場合には、即座に教育委員会に報告をいただくような仕組みになっております。校長から教育委員会に報告をしていただいた内容につきまして、県教育委員会へも報告して情報を共有するといった体制が日常的

に整備され、実行されておるところでございます。

インフルエンザで学級閉鎖された学校や学級が新聞等で報道されることがございますが、これも、教育委員会から県教育委員会に報告したものが報道されるという仕組みの中で動いているわけでございます。

3点目は、学校と家庭との連携でございます。家庭へのお願いを学校だよりや保健室だより等を使いまして、年間を通して広報活動を行っているところでございます。家庭での健康管理につきましても、日常的に連絡を密にして指導をお願いしているところでございます。緊急の情報提供が必要な場合には、臨時の保健室だよりを発行しておるところでございます。

以上3点のことを基本にして、平常時の指導を徹底しているわけでありますが、今回のような緊急度の高い事案が発生した場合には、文部科学省からの指導も頻りに県教委を通じて入るわけでありまして、その指導に従いまして、地域の実態も加味して、教育委員会でも検討を加えた上、各学校と協議をして、遺漏のない対応に心がけておるところでございます。

この3月の第1週に予定しておりました3月定例園長・校長会を前倒しをいたしまして、先日、2月26日の午後、緊急に開催いたしました。そこで新型コロナウイルスへの対策・対応について協議を行ったところでございます。

その内容につきましては、川西議員御指摘のことも含めて数点でございます。教育委員会で用意した内容につきまして御説明いたしまして、協議をしたわけでございます。

その重立った内容につきまして列举しておきます。

1点目は、卒業式やその予行練習等における感染症対策を検討、2点目は、臨時の学校だよりや保健だよりを緊急に発行して保護者への啓蒙、3点目は、学校間の情報交換やホームページ、SNS等で保護者や地域へ積極的な情報発信、4点目は、教職員間で正確・綿密な共通理解・共通実践、5点目は、刻々と状況が変化していく中で、情報に敏感になるとともに計画についても修正、6点目は、教育委員会との連携を密に等につきましても、緊急に細案の作成等を協議して、万全を期すことをお願いしたわけでございます。

なお、これまでに申し上げました対応をとっておりましたところ、川西議員さんも御存じのように、2月27日の夕刻になりますか、安倍総理より、国内における新型コロナウイルスの感染によるリスクにあらかじめ備える観点から、全国の全ての小中学校等について臨時休業とするよう要請がございました。これを受けまして、本町におきましても、本日より3月24日までの間、全ての小中学校を臨時休校といたしました。

また、卒業式につきましても規模を縮小し、卒業生とその保護者のみの参加でとり行うことを考えておりますが、その際におきましても、十分な感染拡大防止に努めたいと考えております。

以上、川西議員の質問への答弁とさせていただきますが、放課後児童クラブについては、次長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 教育次長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいま、川西議員さんから御質問のありました放課後児童クラブについての御説明といたしますか、報告をさせていただきます。

まず、受け入れ体制が指導員、それからスペースの確保の問題から、現在登録をしておる児童と、夏休み等長期休業中の児童を受け入れるということを原則としてございます。

まず、1点目の支援員の確保でございます。これは、先週、2月28日金曜日に放課後児童クラブのほうは開所せよということで決定をしてから、昨日までに支援員の確保は、この受け入れの前提のもとでは確保ができてございます。

今後、放課後児童クラブに預けたいというお子さんが出てきた場合のスペースですが、それについては、もしそういった状況になった場合には、学校の教室などを借りることとしております。

当然、そこに集まってくる児童の感染拡大の予防については、アルコールでの消毒と、それと基本的には手洗い、それからうがいの励行というのを徹底して指導をしていくとともに、保護者のほうにも周知をしておるところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

一点、ちょっと御返答が漏れている部分がありますので、お尋ねいたします。預かり先のない子供が生まれてはいないでしょうか。特に小学校の低学年の子供さんに関しては、仕事が休めないんだと。子供が幼い、まだ小学校一、二年生なんですけれども、児童クラブのほうで預かっていただけないでしょうかというような、そうしたお声は届いていないでしょうか、お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 ただいまの御質問でございますが、受け入れ先のない困っているお子さんですけれども、現在のところ、放課後児童クラブに受け入れてくれないかという問い合わせは2件ほどございますが、その後、具体的な協議といたしますか、申し込みとかはない状況ですので、そのお子さんについても、今のところは、どこか御家族とか親戚とかで預かってもらえる先があったんでないかなと考えております。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 ありがとうございます。今後、またそのようなお声があったならば、できるだけの支援をしていただければと思います。

先ほど町長さんより御答弁いただきましたけれども、さまざま盛りだくさんの御返答をいただきまして、ちょっと私の中でも十分にその御返答が理解できていない部分もありますので、申しわけありませんけれども、これよりは、ちょっと細かく聞かせていただきたいと思っております。

先ほどの質問の中でもいたしましたけれども、今、私たち住民の日常生活は大きく変わってきていると思っておりますので、さまざまな行事なども中止になっておりますけれども、こ

の行事が中止になる基準とか、今、どのような行事が中止になっているのか、延期になっているのか、大きなもので構いませんので、お話をいただければと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

イベント関係でございますが、先ほど町長の答弁の中にも関連してたと思うんですが、2月27日に対策本部を立ち上げておりまして、その中で、既にホームページで発信はさせていただいておりますが、イベントにつきましては、国の要請が3月15日を目途ということでございましたが、当町としましては、3月末ぐらいをめどに、イベント関係については基本的には自粛をお願いしたいということで、どうしてもせざるを得ない役員会等々あるかと思いますが、それについては、先ほど香川課長のほうの答弁にもありましたが、手洗い、うがいの徹底をお願いしているところでございます。

それで、主な自粛、中心になった行事でございますが、皆さん方議員のタブレットの全協の中にも、今現在、把握している分については入れておりますが、大きなやつで言いますと、3月の福祉まつり、それと老人大学等々の閉校式等は中止になってございます。それと、先ほど町長のほうから聞きましたが、土地改良区の総会のほうもなくなったということでございまして、基本的には大部分のイベントが中止になっているという状況でございます。

また、詳細については資料を入れておりますので、またお目通しいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 ありがとうございます。今後、さらにどのような問題が発生し、どのような対応が必要になってくると想定されておりますでしょうか。想定に対しての対策はとられているのでしょうか、御答弁よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今後の状況は、先ほどの中で話もありましたが、日々刻々と状況が変わっていることで、県、国のほうからも情報がどんどん入ってきております。県の健康福祉部を主にして、県のほうも対策本部が立ち上がっております。それで連携を密にして、速やかな対応はできるということの体制はとっております。

今後、まんのう町においても、平成26年4月に策定しておりますまんのう町新型インフルエンザ等対策行動計画というのがございますが、これに準拠、基づきまして対応をとるということで、今、本部を、町長が本部長、副本部長が副町長、教育長、そして私のほうが事務局長で、総務課の課長補佐3名がついております。その下で関連する課長が全員本部に入っているということで、対策会議を開いておりますので、そういった対応で、できるだけ事象が起きてきた場合に対応をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。医療や福祉などの分野で働く方の感染が拡大した場合、機能麻痺に陥らないのかということも気にかかります。高齢者施設で感染が拡大した場合、その施設や入居者はどうなるのでしょうか。施設での蔓延の場合の対応は想定内でしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

高齢者施設等におきましては、高齢者介護施設における一般的な感染症対策についてまとめました高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版などについて遵守して行っております。

香川県につきましては、まだ感染者がいらないということで安心はいたしておるところでございますが、各施設におきましては、入所されておる方についての面会につきましては、原則中止ということになってございます。原則中止といえども、緊急を要する場合につきましては、ホール、直接入所者に接しないところに向いていっての面会、それからデイサービスにつきましては、朝、体温をはからせていただきまして、37度5分、それ以上の熱がある方に対しましては、御自宅待機ということになっております。その方に対しては、ケアマネジャーを通じまして、通所系じゃなくて訪問系というほうにケアプランを変えることで対処はいたしておりますが、当町につきましては、訪問系のサービス事業者が非常に少ない状況でございます。今のところは混乱をいたしておりませんが、もし誰かが陽性となったときには、その対応がとれるのかどうかにつきましては、人的なキャパシティが少のうございますので、危惧しておるところでございます。そこを人的なキャパシティをふやすことも非常に難しい状況でございますので、現在はもしそういうことが発生したといたしましても、対症療法に頼っていかざるを得ないというのが高齢者についての現状でございますので、もしそういうことが起こったら、起こってないところの方にも応援を求めたりすることは考えていかなければならないというふうに感じてございます。

ちょっと質問に対する十分な回答にはなっていないと思っておりますけれども、現行、陽性の方が発生していないことを私どものほうでは安堵しておるところです。

今、各県のほうで、県というのは、発生しておる県のほうにおいて情報を収集、集約しておるところでございますので、御理解のほど賜りたいということでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。また、現在は町長を本部長として、副町長さんと教育長さんを副本部長とする感染症対策本部が立ち上がっておりますけれども、今後、必要に応じては、医療や福祉関係者、民間事業者等との連携も行われていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

本部体制であります、今は課長級を入れておりますが、先ほど申しました26年の新型の行動計画におきましては、消防長も入っておりますし、その他、必要に応じて町内医療機関であるとか、そういった種々団体の連携もとっていくようになっておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。さらに質問させていただきます。

現在、町には外国の方も在住しておられますし、聴覚障害者の方々もいらっしゃいます。災害や緊急事態が起こったときには、障害者の方等に対してはより配慮が必要だと思います。特に今回の新型コロナウイルスに関しては、御本人の命はもとより、広く地域社会の人々の命にもかかわることであり、十分な時間があり、いつ相談してもいいという事柄ではありません。聴覚障害者の方に対してより配慮が必要ではないでしょうか。

まんのう町のホームページには電話番号しか載っておりません。まんのう町のホームページの中に、新型コロナウイルスについての項目があり、香川県のホームページにも入っていくことができます。香川県のホームページの中の感染症情報には、厚生労働省の電話相談窓口が記載されております。聴覚障害などで電話での御相談が難しい方は、ファクスや電子メールで御利用くださいとして、ファクス番号が載っています。さらに詳しくは、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページをごらんくださいとも記載されております。町のホームページに聴覚障害などで電話での御相談が難しい方はファクス0335952756や電子メールを御利用ください等と載せておくことが、より親切ではないでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川西議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今、非常によい提案というか、お話をいただきましたので、ホームページのほうでそういったことも対応するように協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一点、最後にお尋ねいたします。町独自の相談窓口の設置について、先ほど町長さんの御答弁の中にもあったとは思いますが、再度、大事なことだと思いますので、お考えをお尋ねしたいと思います。

今後、香川県内で感染者が発生し、感染拡大が起こり始めた場合、住民の不安は一気に高まると思います。住民生活に関連した相談がふえることも想定されますし、また、災害時や感染症が拡大した場合などに発生するデマ情報に対して問い合わせがあった場合には、正しい情報を伝えることで拡散を防ぐことにもつながります。新型コロナウイルスに特化した町独自の相談窓口の設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、健康増進課長、久保田純子さん。

○久保田健康増進課長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、中讃保健所のほうでこのコロナについての感染症部分の相談窓口は中讃保健所のほうとなっております。もし、今後、町内でも感染者が発生して広まってきた場合、まずは今のところ、県からの感染症についての相談窓口を町にも設けなさいという要請があれば、本町のほうにも設けさせていただくようにはなりません。

あと、それ以外の不安なことに対する相談窓口については、また今後、会議を通して、どこの課で、電話番号をきちっとしたものを設けるかどうかにつきまして協議してまいりたいと思います。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。住民の不安が一気に高まったなということがありましたら、ぜひ窓口を設けてしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

社会の不安は子供たちにも伝播し、子供たちに不安を与えてしまいます。子供たちを守るためにも冷静に行動し、国を挙げての感染拡大防止の目的が達成できるように努めていきたいと思います。住民に対する予防方法の周知徹底、正しい情報の速やかな発信、高齢者、妊産婦、障害者、子供たちへの細やかな支援、高齢者施設、こども園などの感染防止対策の支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午前11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 よろしくお祈いします。空が随分明るくなりまして、肺炎の騒ぎはありますが、我が家の花壇ではチューリップ、ヒヤシンス、それからスイセンが出てきております。けさのトップニュースはニューヨークダウ平均株の急騰ですね。史上最高の上げ幅ですね。各国中央銀行が一斉介入、それを受けると、敏感に反応したわけでありまして。我が町役場の職員にも経済、金融に対する鋭敏な感覚を持ってもらったらなと、そんなに思ったわけでありまして。

さて、きょうの私の質問は、土地改良区というのがございます。私どもの町には立派な土地改良区がありますね。この土地改良区とはどういうものか、私たちはよくわかっていないわけで、どのような役割を担っているのか、この町長が現状を掌握しているところの報告を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、土地改良区はどのような役割を担っているのか、現状報告を求めるといふ質問にお答えいたします。

土地改良区は農道、水路、ため池などの農業用施設の建設、管理、そして農地の整備など、いわゆる土地改良事業を実施することを目的として土地改良法に基づいて設立される農業者の組織であり、土地改良事業の中核的な実施主体として位置づけられております。そして、土地改良区は各種土地改良事業の実施及び土地改良施設の管理を通じ、農業農村地域における食料の安定供給や地域の環境保全にもつながる水と農地の管理主体としての重要な使命を担っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農業に従事するものが農地、農業関連施設の維持管理、運用を行う施設であり、事業主体になれるということですね。公職選挙法が適用されたりする公益性を非常に認めた組織でありますね。

本町の土地改良所管とどのような役割分担をしているのか、御説明を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。土地改良所管との役割分担と連携はどのようにしているのかとの御質問でございます。

土地改良事業の制度として町でなければ事業主体となれないものは本町が事業主体となり、それ以外は、基本的には土地改良区が事業主体となって事業を実施しています。なお、事業が採択となり、実際に工事が動き出した場合は、本町が建設及び施工管理の指導、監督を行っておるところでございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町には幾つ土地改良区が、法人格、権利義務の主体として、土地改良法が認めた法人格ある主体ですよ、幾つありますでしょうか。主な活動内容を御説明願います。極力、土地改良区に事業主体になっていただいて、それができないものは町がやるけれども、町は指導、助言、資金を調達したりする役目だろうとは思いますが、本町にある土地改良区、複数の御説明を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

現在のまんのう町内には、漢字の満濃町土地改良区、仲南町土地改良区、琴南町土地改良区の三つの土地改良区がございます。事業の内容につきましては、三つともほぼ同じような事業形態でございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長さん、大きいのがもう一つありますね。満濃池は土地改良区、町全体というよりは、中讃の水路網全体を守りしている中讃のガバナンス、佐伯一族の統治能力を継承していると思うのが満濃池土地改良区ですよ。ここは農業用水だけじゃな

くて水道用水も供給して、単なる公益性だけじゃなくて、公共性、ライフラインを満濃池土地改良区が担っているということですね。

それで、土地改良法が、今回、改正されました。どのような改正なのか、どのような意図を持っておられるのか、これによってどう変わるのか、この御説明をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの土地改良法の改正の内容と説明を求める御質問にお答えいたします。

今回の土地改良法一部改正の背景には、一つは、組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、今後、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれがあり、そのため耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要になってきたことから、それともう一つには、組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要になってきたこと、そうした必要性に対応するため土地改良法の一部が改正されましたが、なお、具体的な改正内容につきましてはタブレットに資料を添付しておりますので、ごらんいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農業構造が変わってる、就業者が、いろいろ問題が出てきておりますよね。そこで、意思決定の明確化、あるいは権限を明確にするとか、それから財産管理、貸借対照表、財務諸表の作成も求めるという改正でございますね。権限強化であるとともに、体制を強化するという内容であります。理事の資格要件、これも変わってくるわけですが、農業団体は生産やったり出荷したりため池管理をやっている間はいいんですが、活動を停止すると総会や役員会が開かれなくなる。そして、何年か後に残った金があるはずやというのが消えている。不穏な話を私はいろんな農業団体の変遷を見てきて耳にしております。これをいかに防止するか。任意団体でやっている農業生産組織や水利組合、土地改良にかかわる組織とかいうのを、土地改良法のルールにのっとってやれば、種々克服できるのではないかと思います。町長、これをどんなにお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

香川県や土地改良連合会主催の法改正説明会に改良区職員と一緒に出席し、理解を深めるとともに、町内の各土地改良区個々の理事会などでも講師を招いて説明し、法改正についての理解を求めています。

また、この機会を捉え、現在、旧町単位で運営されております町内三つの土地改良区の統合、合併を行って組織基盤の強化を図ろうと考えております。令和3年4月をめどに新たな平仮名のまんのう町土地改良区設立に向けて作業を進めておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町内の土地改良区の統合を図り、運営体制の強化を図るということでございますね。財産台帳をつくったり、投資計画をつくったり、財務諸表をつくる、そして会議運営についてもしっかりした事務方をつけなきゃいけませんから、それは立派な方針だろうと思います。ぜひぜひそれを進めていただきたい。

ところで、土地改良区の7割は水利組合ですよね。広範な大きな広い地域を所管する水利組合もあります。そして、小さな二、三人のため池を管理する水利組合もあるでしょう。町が一定の資金を供与し、事業主体として認めて資金援助するとき、そういうときは、町の財政支援団体として各種の指導ができるわけであります。今ある土地改良関係の団体、水利組合を土地改良区という組織に育成していく方向性、そういう方針は立てられないものかと思うわけであります。一定の規模、そういうところに対しては、公的な町長の持っている町政への総合調整権を発揮し、財政支援団体への指導監督権限を発揮してはいかかかと思うわけであります。各種水利組合を土地改良区に育成することについて、町長の見解を問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

香川県は昔から雨が少なく、そのため、法に定める法定水利権のほか、長年の慣習に基づく慣行水利権など複雑な水利慣行があり、そのような中で土地改良区が全ての水利組合の利水配水を統括することは現段階では難しいと考えております。ただし、水利組合は任意組織であり、公の法的団体ではないことから、今後は土地改良区の主導により水利統合等を行い、土地改良区がこれを統括して運営していくことが望ましいのではないかと考えております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 土地改良区が水利組合に対して指導性を発揮する方向性は立派なことだと思います。私が求めるのは、水利組合ごとに小さな土地改良区をつくってはどうかということであります。それはある規模以上、一定の地域、集落を超えた規模であるようなところは、土地改良区という権利義務の主体をはっきりしたほうがいい。そして、何よりも慣行水利権、これを明文化していくことが必要ではないかと思うわけであります。地元に着した農業生産者がいる間は相談が成り立ちますけれども、サラリーマン農業経営者たちが定年退職を迎えて水利組合に出入りしたときに的確な判断ができるとは思えない。そこで、明文化しておくことで、今回の土地改良法は利水調整のルール化、これを土地改良法は求めているわけでありまして、土地改良区が成立していけば、本町の中でトラブルは少なくなり、水のガバナンスの日本一の伝統を誇る本県において、先進的な町になるんではないか。満濃池を持ち、三つの川の水源地である水の町の町長としての土地改良区への方向性を期待するものであります。町長、いかがでございましょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

改正土地改良法では、決算関係書類として収支決算書以外にも貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成、公表に係る手続、規定を整備するほか、員外監事の選任を義務づけるなど、財務会計制度の大幅な見直しが求められております。

また、その他、定款、規約、規定など、今回の法改正にあわせて見直しを行い、現在、香川県に審査、指導を仰いでおるところでございます。

なお、この審査が通れば、各土地改良区は総代会を開催し、組合員に周知することになります。

本町といたしましても、今後とも土地改良区との連携を密にし、指導していきたいと考えております。

今まで申しましたように、今般の農業を取り巻く厳しい状況の中、土地改良区の果たす役割、担うべき使命は今後の町政運営を考える上で非常に重要なものでございます。したがって、今後とも行政としてでき得る限り最大限の支援を行っていききたいと考えております。

また、土地改良区につきましては、今、まんのう町の土地改良区を一つにしようということで、まんのう町に一つの土地改良区をつくっていくということで今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 現行の土地改良区を統合していく方向性、御支持申し上げます。土地改良区が水利組合とか土地改良団体を指導性を発揮するように育成していただきたいと思っております。

そして、広範な水利を運用するようなところは、土地改良区への育成、発展、それが土地改良区としての事業運営を強力にし、加入しているものたちへの福利厚生を増進する、農業生産の向上に寄与するのではないかと思うわけであります。

土地改良区という制度をいかに使いこなすのかということでもあります。とりあえずは本町の土地改良区を統合し、落ちつき先を見出せばいいでしょうけども、方向性としては、権利義務の主体をはっきりして、慣行水利権を極力明文化して、利水調整のルール化を求めるための改正であることをよくよくここに出席の皆様は御理解していただいております。

なかなか慣行水利権は農業に熱心な人たちばかりのときはうまくいきますが、そうでなければ難しい。そして、満濃池土地改良区のように水道水の供給責任まで持つようになりますと、公益性との絡みがあってなかなか難しい。どこの水利組合も公益的な貢献はしているわけですから、権利義務の主体としての確立の方向性を求めるものであります。

そして、町長はみずからが持っている町長としての権限を有効に発揮していただきたい。それは、行政長としての事務事業の統率、それから町を対外的に代表する権限、職員の指導監督権限、その他公益的団体、町全体の総合調整権の発揮であります。町長、総合調整

権というのをどのように理解しておられますか、お答えを求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、町長の総合調整権の発揮を求めるとの御質問にお答えいたします。

今まで回答いたしましたとおり、今般の農業を取り巻く厳しい状況の中、土地改良区の果たす役割、担うべき使命は今後の町政運営を考える上で非常に重要なものでございます。したがって、今後とも行政としてでき得る限り最大限の支援を行っていききたい、また、支援、監督を行っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 まずは土地改良区の統合、体質強化ですね。その次のことを申し上げたわけで、土地改良区の組織としての可能性ですね、これに対して期待を設けていただいて、所管課においては職員にこれを研究されることを御期待申し上げます。

続いて、2番に。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 元室長の着服問題をこの3月議会で再発防止策については決着つけたい。4月22日に最初に説明があったとき以来、私が求めていることがまだ報告されていないので、これを問うわけでありますが、職員が仕事として所管してた外郭団体、公益的団体のお金がなくなっているのか、あるのか、その会計を掌握しているのかどうか、これを問います。4月22日から私は問うておる。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

最初に、着服した元室長は、令和2年1月14日に逮捕され、2月3日に確認された1,010万円分について起訴され、2月20日には、さらに1,670万円を着服したとして再逮捕されております。現在も拘留が延長され、残額に対する捜査が進行中であり、元室長が所管していた関係団体につきましても捜査が進行中であるため、ここで被害の有無を申し上げることはできませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長には町長の権限として会計の監督、財産の取得、管理、処分権があることを、町長、御承知でしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 はい、承知をいたしております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長は所管職員を統率する責任を持っていて、そこに不都合があれば、監査委員に対して監査を求めることができる。これをいかに運用されますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

今回の不祥事を起こしました元会計室長につきましても、町長として統率する責任はあったと認識いたしております。昨年6月議会では、この不祥事を受け、町長として責任の重大さに鑑み、職員の任命責任及び管理監督すべき立場である副町長とあわせて、町長の給与を3カ月100分の50減額、副町長を3カ月100分の30減額する条例を提案し、御議決いただいたところであります。

今後、二度とこのような不祥事が起きないように、職員の管理監督を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、地方自治法第98条第2項においては、議会は、監査委員に対し、地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求できることが明記されており、199条7及び12では、町長が補助金などの財政的援助を与えているものに対して監査委員に監査を要求できること、また、結果の公表について明記されております。さらに、221条第2項では、町長は、補助金の交付を受けた者に対し、その状況を調査し、報告を徴することができるかとあります。要しますと、町長も議会も監査委員に対して出納に関する監査報告を請求できるわけですが、今回の不正横領事件に対しましても、監査委員も監査を実施しており、町顧問弁護士、会計事務所にも調査を依頼し、報告を受けているところであります。

今後も、これらの地方自治法を遵守し、適切な対応に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 元室長が所管していた観光所管のときに所管していた外郭団体、町の財政支援団体であります。これの監査を求めることは、町長からも議会からもできるわけであります。これを求めたい。町長の側からまず求めていただきたい。それは、当然、その内容は議会に報告されなければならない。私の耳にしている範囲では、元室長が所管していた観光所管のときに所管していた団体のお金はなくなっているから、もう活動をやめるんだと言われております。仕事として担当していたことであり、当然、町長の監督責任の及ぶ範囲だろうと思っておりますけれども、その内容は報告されねばならない。4月22日より私は何回も求めておりますが、12月にも沈黙して黙ってお答えにならない。これはどうしてか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

町が財政支援している団体の実績報告につきましては、条例、規則により町長宛てに担当課に当該団体より毎年提出されております。その実績報告につきましては、全部議会に報告することは難しいため、9月議会の補足参考資料として不用額調書などと一緒に各種任意団体助成金支出状況調査票を提出しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 端的に問います。元室長が所管していた観光系の団体、お金は残っているのか、あるのか、ないのか、減っておるのか、このお答えを願います。町長は掌握して答えるべき問題だと思います。監査に付すべきだと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

その会計につきましては、お金が残っておるところであります。

○竹林昌秀議員 残っている。

○栗田町長 はい。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議会から文書で提出を求めます。本会議ですから、きょうは無理です。私にも本会議で言いたくなかったんだけど、今まで全協やどっかの発言の場合、何回言っても、うつむいて黙ったままお答えにならんから、とうとう本会議の場を使わせていただいています。

では、続いて聞きます。資金の管理は資金管理運用委員会を開いて決めている。これが開かれていたのかどうか、この実績報告を求めると、タブレットに載っております。預金を預けたり、解約したり、資金を移転したときに本当にこれに載っているとおりだったのか。もっとあるように私は思います。いかがですか。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 私が資金管理の関係の責任者でありますので、お答え申し上げます。

タブレットにお示ししたとおりのことをやっております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 室長が解約したりしておるわけでありましてけれども、解約するときにはこの管理委員会を開かなければならない。室長があちこちで解約したものは、資金管理運営委員会が開かれてない。立派なルールを持っているわけでありまして。この資金管理運用委員会がどういうことを書いてあるかと申しますと、預け先金融機関の安全性に関すること、資金保管方法のこと、資金の種類、運用期間、金額、運用に関すること、資金運用実績、利子がどれだけ上がるとるか、これも検討しなさいとある。この論議がされていたのかどうか問います。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 資金というのは、具体的に申し上げますと、基金というふう置きかえてもいいと思います。我々はそういう中でいかに基金を有効に運用していくかというのは協議しながら、また、証券会社の専門的な知識もお伺いしながら、先ほど申し上げましたが、できるだけ有利な運用で運用益を生み出しているところでございますので、その都度、職員の中で協議をしながら進めております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットにアップしていただいている、一般質問のところの私の名前のところに出ていますが、利付国債の売却買い換え、国債買った買い換えは出てる。逆現先取引というのをやったんですね。これが平成30年に開かれてる。令和元年度、これは自体が発覚してからであります、利付国債の売却、保有資産の売却、定期償還債について、基金の一括運用について、ここ2年間、3回ずつ開いとるわけですが、お金の扱い、解約したり預けたりはもっと頻繁にやってるわけでありまして、これは基金だけが対象ではなくて資金ですから、歳計現金の預け方についても、この委員会を開くことになってる。これが機能してないのではないのかと、こういう問いであります。町長、いかがですか。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 資金、つまり基金の運用の中の基金の取り崩しのお話でないかというふうに思っております。

○竹林昌秀議員 移転もね。

○栗田副町長 移転というのは。

○竹林昌秀議員 解約してこっちへ移す、保管方法を変えるということですね。

○栗田副町長 それは、例えば定期預金を普通預金口座に移すとか、そういうの。

○竹林昌秀議員 特定金銭信託を国債に変える、国債を何かするという、金融証券の種類を変えることですね。

○栗田副町長 その話ですと、今、松下議員さんのときにもお話ししましたが、当町が購入している有価証券は国債、あるいは地方債等に類するものでございます。

例えば、有利な品物がありましたら、その買い換えというのは過去にも何度かやったことがございます。その都度、会を開いて検討し、より有利で、より有利ということは、より有益性があるということでございますけれども、そういう国債を買うという、その都度、協議というものはやっております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 金融機関というのは、公的取引を開拓すれば、大きな成果を出したことになるって、証券会社の特定金銭信託をやるのか、銀行から国債を買うのか、定期預金にするのか、この分配は利権の分配であります。そのために資金管理運営委員会という制度を持っている。これが的確に運用されたのかどうか。頻繁に預けかえをしているはずであります。到底開かれていたとは思えない。制度は持っているが使っていない。いかがですか。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 同じことになると思うんですけども、我々はリスクの少ない基金運用を心がけております。これが基本でございます。その中で、銀行さんからの国債の購入というのは現在はやっておりません。あくまでも専門の証券会社のアドバイスをいただきながら、そういう有利な買い換えというのは当然検討いたしておりまして、今までにもそう

いうこともやっております。

竹林議員さんの御質問には、私のほうが適切な答えになっておるかわかりませんが、我々としたしましては、より有利な基金運用を心がけておりますので、今後とも、そういうのを基本としてやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 金融商品は有利であればリスクは高くなる。リスクが低ければ、余り利幅を生まない。この判断をするのを一人の室長に任せずに、管理運営委員会でみんなで判断するという仕組みであります。これを正常に機能させたら、証書を解約する、通帳を動かす、金融機関を動かすときにここに相談さえ持ちかけたら、今回のトラブルは起きなかった。この制度が機能してなかったことを問うわけであります。機能してたのかどうか、町長、いかがですか。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 結果的にはこういう結果になったということですので、100%の機能はしてないわけでございます。ただ、区別をするということが、基金の運用を区別するというのをここでお話をさせていただきたいんですけども、今回の不祥事というのは、現金部分の取り崩しでございまして、これを彼が独断で不正行為をやったということでございます。

もう一方で、国債というのは、これは債券でございますので、これを動かすには、当然、個人ではできませんので、そこの区別で彼が悪用したということに、結果としてはそういうことでございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 この委員会の仕組みはよくできておまして、必要に応じて専門家の意見を聞くとあります。有利、不利のリスク判断はなかなか金融機関に勤める者でないとわからないこともあります。この専門家を集めて、専門家の意見を聞いたことがあるのかどうか、これを聞きます。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 ただいまの御質問は、基金を有効に利用する方法の中で専門家の意見を聞いたかというような御質問だと思っております。

○竹林昌秀議員 安全性、リスク管理。

○栗田副町長 これにつきましては、専門家の意見を聞きながら運用いたしております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 会議の内容、議事録を、監査報告を、町長、求めていただけますか。監査委員の意見をつけて議会提出をお願いします。

皆さん、タブレットに年に三遍ずつ開いたのが載ってますね。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

先ほど会議の日程、タイトル等はお示ししておりましたが、そのときの次第、資料等、その部分については出ささせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長と監査委員と議会がそれぞれの役割を持って、住民の福利厚生のために力を合わせるが一番ですね。それから、お互いが勝手なことをしないように、相互牽制をするというのもですね。よくよく監査委員に相談を持ちかけ、議会の意見を聞き、それは我々議会人も同じでありまして、監査委員から議会人も指導を受けることもあるでしょう。その三者牽制を働かせておけば、世の公正と住民の福利厚生は増進するものと思えます。町長、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

三者牽制ということは非常に重要なことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 資金管理運営委員会を機能させればいいんですね。立派な仕組みを持っているのを十分に使えてなかった。悔いが残ります。住民からの不信を払拭するには再発防止策、これは既にあるこの機能を使いこなすことであります。町長、この資金管理運営委員会を十全に使いこなすように手だてを打つのか、町長の姿勢を問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

私といたしましては、資金管理運用検討委員会、十分機能しておったんじゃないかなと思います。いろいろな結果が出ておりますので、そのように考えておるところではありません。

ただ、今回の不正流用に関しましては、この管理検討委員会、あずかり知らないところで起こった問題でなかろうかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 証書や通帳からお金を動かすときは、管理運営委員会を開いて、全部が開かなくてもいいですけども、一定の基準からは開く。そして、その後、決裁を得て解約したり預けかえしたり取り崩すという運用にすれば起きないものである。それをしょっちゅう開いていれば、物すごい牽制になって、すぐばれるから、抑制できると思います。町長、いかがですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

今回の不正流用に関しましては、基金の取り崩し、これを無断で行ったということで、

資金管理検討委員会にもかけていないということでもありますので、今後は、それを検討委員会にかけなければ取り崩しもできないというようなルールにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 全く私の期待するとおりにお答えいただいて、これを開催して機能を発揮させましょうね。

そして、町長、決算不認定の意味をどのように受けとめるのか、これを問うておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

平成30年度決算につきましては、今回の元会計室長による基金着服問題により、9月議会において不認定されましたことは、まことに遺憾であります。

今後、二度とこのような不祥事が起きないように、先ほど述べましたように、再発防止に努め、令和元年度決算からは、従来どおり認定されるように、職員一丸となって正確な会計処理や決算処理に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 資金管理運営委員会が開かれているかどうか、この点検をせないかんのですね。これ、監査委員にお願いしませんか。ちゃんと組織、機能を使いこなせばいい。監査委員にお願いする。

それから、財政支援団体のことも全部一遍とはいきませんが、心配なところから監査委員に見てもらって、議会に報告してもらえませんか。町長、いかがですか。法令遵守、これが監査委員の機能としてもクローズアップしてきたと見ていいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

法令遵守ということでもあります。それが十分守れてなかったのかなという不安はございますので、今後は十分監査委員さんとも相談、打ち合わせをしまして、十分にその機能を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 よくよく町長と監査委員と議会が話し合っ、お互いに牽制し合いながらも公正な町を目指したいですね。

うちの町は施策は見事にいっておると思う。財政不安もない。問題は不祥事ですね。公正さの確保、ここに焦点を置きたい。

続いて、3番目に行きたいと思っております。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

ここで、休憩をとりたいと思っております。

議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、竹林議員、3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 今回の3本は、行政の公正さを求める3本構成です。1本目は土地改良区を通じて農業関係の団体の公正な運営、二つ目は着服問題、これの再発防止策、三つ目は法令遵守を、町長、どう進めるんですかと。

私は平成30年の12月議会で法令遵守、コンプライアンスを出案してますね。それは地方自治法の改正が決まって、この令和2年4月から施行になつたことを踏まえて、30年の12月に質問したんでありますけれども、本町の行政をいかに地方自治法の改正を生かして向上させる手だてを進めるのかと。4月から施行となる内部統制制度と監査委員の改正、町長、これをどのように掌握してますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの3問目の質問にお答えいたします。

平成29年の地方自治法等の一部改正により、内部統制に関する方針の策定、監査制度の充実強化等についての改正が行われました。

内部統制とは、組織内において業務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価し、そのリスクに対応するための規範を設けるなど、みずからをコントロールする仕組みのことをいい、これにより業務の適正な執行を確保する体制を内部統制体制とされています。

地方公共団体にとって過度な負担とならないよう、まずは組織や予算の規模が大きく、その必要性が高いと考えられる都道府県及び指定都市に対してだけ義務づけることとし、指定都市を除く市町村につきましては努力義務となっております。

しかしながら、地方公共団体が最低限評価すべき重要なリスクとして、財務に関する事務の執行におけるリスクは影響度が大きく、発生頻度が高いこと、事務の多くは予算に基づくものであることから、職員の制度理解を進め、業務を遂行することが重要であると考えます。

また、監査基準の充実強化という点では、4月1日より新たな監査基準を策定することで、監査委員が行う監査、検査、審査、その他の行為を適切かつ有効に実施していけるものと考えております。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査委員さんに監査を受ける前に、組織の中で自分たちでまず自主的に統制を図るとというのが内部統制ですよ。職員たちの力量を増すということが一番あります。これは法改正が平成29年で、準備期間が丸々2年はあったわけです。2年半ぐらいあったわけです。法改正から努力義務とはいえ、本町の置かれた現在は非常に深刻な住民から不信を持たれる状態にありますね。この状態において、町長はこの準備をどの

ように進めてきたのか、その対応経過の説明を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

竹林議員御質問のとおり、平成29年6月に地方自治法の一部が改正され、都道府県及び指定都市においては内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務づけられました。これにより、地方公共団体は組織としてあらかじめリスクがあることを前提として法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが求められることとなります。

ちなみに、手順としては、不適正な事案を防止するためのリスクマネジメントの取り組み及び全庁的な体制や作業のよりどころとなる決まりを内部統制に関する方針として策定し、これを公表することとなっております。

次に、この方針をもとに個々の部署の取り組みに対する基本方策、つまり、1番、各部署でのリスクの洗い出し、2、マニュアル等の対応策の整備、3、日常の業務を通じたチェック、4、リスクの再評価という個々の部署が継続的に実施すべき事項を定めるとともに、会議体の設置や研修の実施など、全庁的な取り組みを推進するための体制を整備することとなっております。

本町も含め都道府県及び指定都市以外の市町村は努力義務となっておりますが、本町においても団体規模にかかわらず、こういった内部統制やリスクマネジメントの重要性は認識しており、現在、4月1日より適用する監査基準とあわせて、国が平成31年3月に公表したガイドラインに沿って内部統制に関する体制、制度設計について鋭意検討しております。どうぞよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットの一般質問の私のところに、地方自治法の一部を改正する法律とか、監査基準のとか、内部統制の資料がアップされております。どうか、皆さん、それをごらんになってくださいね。

まず、地方自治法の一部を改正する法律、これの概要、中身をちょっと説明してください。今、町長がお話になったのは非常に抽象的でわかりにくい。地方自治法がどう変わったのか。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

タブレットにも入っておりますが、地方自治法等の一部を改正する法律の概要ということで、主に2点ございます。

一つには、内部統制に関する方針の策定ということで、先ほど町長の説明にもありましたが、都道府県及び指定都市については、内部統制に関する方針を策定することとなっております。その他市町村、まんのう町もそれに該当しますが、努力義務ということになってございますが、先ほどの説明のとおり、当町においてもそれに向けて進めているということ

でございます。

もう一点、監査程度の充実強化ということで、これにつきましては、監査委員さんが監査等を行うに当たって、監査基準、これは4月1日公表に向けて、今、進めておりますが、監査基準に従うこととし、監査基準には各地方公共団体の監査委員が定め公表するということが、今回の見直しということになってございます。

以上でよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一番大事なのはその二つですよね。しかし、決算不認定の場合に、町から議会へ改善策を報告せないかんようになってきているんですね。町長、うち決算不認定受けとるで。法改正の境目ですが、どうしますかね。

それから、町長が損害賠償を受けたときに、ちょっと何億円も受けて困ることがあった。これを議会がちょっとそないにせんでええと議決してあげるように緩和措置が要る。

町長さん、お尋ねします。方々で市長や町長や知事が損害賠償を請求されて、それに保険ができとる。今、大抵の市長はそれに入るととるという。町長さん、入ってますか。入ったら助かるんです。その金使って今回の穴埋めできるんやね。いかがですか。入ってなかったら、入ってない言うたらいいんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 私どもの町長は入っておりません。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 それは残念ですね。要は、元室長に金つくってやったら、払ってもらえますね。誰ぞが金つくってやったらいいんですね。これはお金の管理に責任を負う立場が誰にあるか、監査委員さんの報告を受けて、その人が金貸してあげたらいい。それで町へ払ってくれたら一発で終わる。責任持つ人が元室長から取り立てるというリスクを担っていただいたら、決着つきますね。答えは求めません。提案だけしておきます。

それで、続いて内部統制の四つの役割の説明、四つの目的ですね、内部統制の四つの目的、これを説明していただきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

まず、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である町みずからが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで事務の適正な執行を確保することでございます。

次に、内部統制の四つの役割についてでございます。

1、業務の効率的かつ効果的な遂行、2、財政報告等の信頼性の確保、3、業務にかかわる法令等の遵守並びに4、資産の確保の四つの目的を達成するため、組織内で業務を適切に進めるルールづくりを行い、組織内の全員がそのルールに基づいて業務を遂行するこ

とを目的といたしております。

具体的にはタブレットにも関連する資料を提出しておりますので、御参考にしていただきたいなど、このように思います。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私が求めたかったのは、一つ、業務の効率的かつ効果的な運用、これは町長説明してくれました。

もう一つは、町長最初のお答で、財務関係は力を注ぎたいとおっしゃった。まさにそれですね。財務報告等の信頼性の確保、これが2番目ですよ。

三つ目が、業務にかかわる法令等の遵守、コンプライアンス、法令遵守ですね。法令遵守がいったら、資金管理委員会も機能しとったと。ほかにも役場の中にいっぱいあるだろうと思います。

監査委員の役目はお金が合ってるかだけじゃなくて、法令を適切に運用してるのか、そこを点検する役目が大きくクローズアップされたのが、今回の地方自治法の改正だろうと思うわけであります。

そして、統制活動と情報と伝達、これを四つの目的とかにしておりますね。これが内部統制、ガイドラインの示すところですよ。

これ、全部一遍にやれとは言いません。そんなうちの体制できるわけない。大事なところは財務関係と法令遵守だと思いますが、町長、この二つが重要だと思うが、いかがか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

内部統制四つの目的を達成するためには、統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及び情報通信技術への対応、六つの基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することが必要とされております。

私は、内部統制は業務の適正性や効率性のために必要不可欠と考えます。そして、内部統制を構築する意義はそれだけでなく、職務や行動の指針を明確にすることによって、結果として職員を守り、より働きやすい職場環境をつくるということもあります。

また、内部統制を構築する過程は、計画、実行、検証、改善のいわゆるPDCAサイクルそのものであり、その過程は人材育成の意味も持っていると考えますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町が行政改革で進めてきた目標管理とか、そっちのことがそのままこの内部統制の運用に生きますね。着手はできておるんだと。どこまで具体的にやるかです。

そして、これ、監査委員さんが監査基準、監査方針、監査の日程とか、どの時期にどのぐらい行う、そんなものをつくらないかん。議会事務局の兼務体制で遂行できると思うかと。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

議会事務局の兼務体制での業務遂行についてですが、4月1日より新たな監査基準により、財務、出納等に関しては適切かつ有効に監査事務を遂行していただけるものと考えております。

しかしながら、将来的に内部統制制度が導入及び実施されるようになれば、内部統制評価報告書審査等も行う必要があり、兼務体制では業務遂行は難しくなると思いますので、必要に応じて人員の確保及び対応する担当部署の設置等を検討していく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査基準は頑張ったらできますけども、その基準どおり運用すると、これは大変なことで、膨大な事務を伴います。

議会事務局というのは一本大きな紆余曲折するテーマがあると、日程はわやになると。計画的に仕事できないのが議会事務局の宿命でありまして、監査委員を補佐する事務体制、選任体制が要と思う。町長、いかがお考えか。監査基準の運用は、即、4月からですよ、待たなし。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

監査体制についてでございますが、監査基準に定められる監査等の範囲が非常に広範囲となり、監査の専門性、質の管理も求められることから、現状の議会事務局職員の兼務による事務の遂行が可能かどうかという部分では懸念もあります。

令和2年度において業務を遂行する中で、問題等があれば洗い出し、改善策を検討し、経験豊富な行政経験者の活用や、必要があれば、職員の増員もしくは専門的な部署の設置等も視野に入れて検討していければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査基準の具体的運用はうちはどこよりも先にやらないかんと思いますね。いろいろ不祥事山盛りの町になっておりますから。それには退職した職員のベテランおりますね。しゃんとしたんおると思う。それを起用するとか、それから1年半ぐらい選任体制でわっと立ち上げたら、うちの職員たちは忠実にあとの運用はできますね。そしたら臨機応変の組織の拡充、縮減、それをやっていただけるのかどうか、これを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、まずは令和2年度において業務を遂行する中で、問題等があれば洗い出し、改善策を検討し、経験豊富な行政経験者の活用や、必要があれば、職員の増員もしくは専門的な部署の設置等も視野に入れて検討してまいりたいと思

ます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議会が終われば、人事初で、新たな4月からの体制を御期待申し上げます。何といても財務会計、これのらみをきかさないかん。それからもう一つは法令遵守であって、制度理解して、法令の適切な解釈、運用、この二つを最優先に取り組んでいただけるのかどうか、この二つ、重点的に取り組んでいただけるのかどうか、再度、お答え願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

貴重な意見をいただきましたので、十分参考にさせていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 法令遵守から言うと、5,000万円匿名で寄附するのを受けると、これは危ないんじゃないか、町長。お金の出どころと出し先、これは公的資金である以上、明確にせないかん。内々でということが通用するのかどうか、よくよく県、国と相談していただけますでしょうか。大体、みんな、目的を持って金を寄附する。名誉か欲得か利権分配か。恩の貸し借りでその段差をつくってからねじ込まれる、取り込まれてしまうぞと。うかうかお金など受け取るものではないと思います。法令遵守、そこの解釈、運用をよくよく御検討されることを申し上げておきたいです。

こうした難しい法令解釈は逐条地方自治法を購入して、それを読み解かないかん。判例、大学の先生に相談せないかん。国、県と相談せないかん。そういう体制を、町長、つくっていただけますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず一つ、先ほどの発言で、寄附をしていただいた人に対する屈辱ではないかと思しますので、訂正をお願いいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 今の答えだけ、答えといいますか、町長の逆質問ということで。

○竹林昌秀議員 誰かれ名指しはしてないわけで、そういうのは慎重に根拠ある受け入れ、お金の出し入れは公開請求があれば出さなきゃいけませんから、それができるのかどうか、国、県とよくよく調査していただきたいということでもあります。検討することを求めているわけです。危ないんじゃないんですかと言いたいわけなんです。以上で。

背後にどういう勢力があるかもわからない。その懸念は、私、申し上げておきたい。うかうか受け取らんように、よくよく検討されて、慎重なる対応を求めておきます。

発言については、自己責任で責任持たないかんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 寄附の話が出ましたが、これに関しましては、私も直接本人にお会いして、誠意ある方だと認めております。決して今のようなことはないので、十分反省をさせていただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 私は当人を承知してないわけですし、何とも言いようがない。危ないで、気づけたほうがええで、ただほど怖いもんはないでと、そういうことを申し上げたわけでございます。以上で失礼して。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 議長の許可をいただきました、2番、常包です。ただいまから、3月議会の一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回、一つ目には、監査体制、今の竹林議員の質問と若干重複するところがあるかと思っておりますが、ちょっと細かい切り口は変えたいと思っておりますが、ダブったような質問になりましたら、御勘弁いただきたいと思っております。

二つ目に、まんのう町職員の働き方について、三つ目には、地球温暖化対策について、二酸化炭素の排出削減に向けてということの三つの質問をしたいと思っております。

最初に、監査事務局の監査体制の強化について質問したいと思っております。

昨年の公金横領事件は、町、議会、町民の皆さんに大変大きな衝撃と憤り、そして3,000万円近くもの横領金額ということと、思うように進まない事件の解明状況に、私も含めて、皆さん、多くの方が悔しさと歯がゆさを禁じ得ないと思っております。

まずはこのようなことが二度と起きない体制をつくっていくような立場で、監査委員会の方に質問します。

私はこれまで2年間の本会議、委員会、全員協議会などでの議論、審議を通して、このような契約の方法でいいのだろうか、補助金を受けている団体の監査ができていないのではないかと、このような多くの疑問がありました。

このような中、先ほどもありましたが、平成29年の地方自治法の改正により、ことしの4月から、全ての地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、その基準に従って監査をしなければならないことになりました。

国や総務省は、それぞれの公共団体を助言する立場から、各自治体に共通するもの、監査を行うに当たって基本のところ、そういうところを監査基準の案として示しております。

また、特には注意をする実務、監査のあり方について、具体例とか望ましい実務をまとめた実施要領の策定をして通知をしております。

まんのう町も国の指針をしんしゃくして、まんのう町の監査基準をつくる必要があろうと思っております。まんのう町での策定状況を改めてどのようになっておるのかお示してください。

そして、令和2年4月からの監査は、今までの監査とどこがどのように変わるのでしょうか。今までの監査のどのような部分が改善され、充実されていくのでしょうか。

また、策定をされた基準は、町長、議会、教育委員会、農業委員会などに通知をし、公表することが法律で定められております。まんのう町での進捗状況をお示してください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問についてお答えいたします。

監査基準は地方自治体に共通する監査等を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を規定したものでございます。これまでは監査必携に沿って監査を行ってまいりましたが、各自治体において必ずしも統一されたものではないことから、国から示された統一的な指針を参考にまんのう町でも監査基準を策定し、4月1日より施行することとして進めております。これには監査委員の権限強化、監査等の範囲や目的、実施基準等が明確にうたわれており、監査の充実強化につながるものであると考えます。

監査委員からは、以前より、例月監査では直接担当者から事業内容や契約内容の聞き取り調査を行い、毎月、基金の通帳現在高を確認するなど、目を光らせている旨の報告を受けております。

また、監査基準策定後は、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、その他の法令に基づく委員会及び委員には通知するとともに、ホームページによる公表等について、現在、検討いたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ちょっとどこが具体的に変わるのかというのがはっきりわかりにくいというか、今までの監査と、この監査基準をつくることによって、具体的にどういうふうになるのかということ、ちょっと私が理解が、ちょっとわかりにくかったということと、それから、私、質問通告をした際に、代表監査の方にお答えをお願いする形で、その答弁の仕方については、今までのまんのう町議会のやり方があるかと思うんですけど、監査委員会との協議がどのようになされたかを、まず最初に町長が答弁される場合にはおっしゃっていただかないと、町長が答弁しているのではないと私は理解して、今回は、今は、監査委員会の代弁者として答弁しているというふうに私は理解しているんですけど、そのようなのかをちょっとまず最初、形式的ですけど、その辺を教えていただきたいと思います。監査委員会と協議、すり合わせはされているのかどうかを。

町長が、今、答弁をいただきましたが、その答弁内容は、監査委員さんと協議の上での答弁ということかどうかというのをお聞きしております。

○田岡秀俊議長 議会事務局長。

○多田議会事務局長 常包議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今回の監査基準はまだ正式にでき上がったものではございませんけど、監査委員、代表監査委員さん、議選の監査委員さんと中身を吟味いたしまして、執行部側にこういうふうな内容で4月1日から監査の体制を整えていきたいということでお伝えしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと、また後、議長なり議運のほうで、こういう行政委員会に対する質問に対してはどのようなふうな答弁というか、どのような体制になっていくのかという

ことについて、また議長のほうで整理をいただけたらありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

関連で質問したいと思いますが、地方自治法第199条第4項で定められております年1回以上、各課の事務、業務の執行状況について監査を行うといいますが、いわゆる定期監査ですね、それはどのようにされていますか。その定期監査の目的は、各課の業務が法令に適合し、最小の経費で最大の効果が上がるようにされているかどうかということ監査をする必要があるかと思えます。

近隣の町では、2年度の体制、監査基準をつくるに当たって、その中で新年度からは業務委託の内容とか工事の入札関係の書類、契約書、補助金に関する書類なども監査に当たって提出を求めるといような監査計画をつくるということが、定期監査でそういうふうに出してもらおうということを計画しているようであります。そういうことも参考にいただきながら、まんのう町の監査委員会の中でぜひ議論をいただきたいなとは思っています。私、今は町長に言ってるんじゃなくて、監査の方をお願いをしているということになります。監査に質問しているという立場で理解をして聞いていただけたらと思いますが、新しい2年度の中で、先ほどもちょっと議論がありましたが、元の会計室長が、前任の部署で担当しておりました外部団体の会計においても不正処理、警察の捜査の対象になっているということが先ほど報告がありました。町内部での内部統制はもちろんです、第三者による、監査委員による監査がきちんと行われていれば、もっと早く不正が発覚といえますか、発見できたんでなかろうかというふうに思うわけです。

いずれにしても、来年度から町から補助金や負担金などの財政的援助を受けている団体も監査委員による監査の対象になると考えておりますが、年間どのくらいの監査を予定しているのでしょうか。来年度の予定が決まっておれば、お示しいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 少し答弁調整いたしますので、お待ちいただけますか。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時18分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。
常包恵君の再質問からお願いしたいと思います。
常包君。

○常包恵議員 失礼いたします。改めて質問させていただきます。

地方自治法第199条第4項で定められております年1回以上の各課の事務、業務の執行状況について監査を行ういわゆる定期監査はどのようにされておるのでしょうか。各課の業務が法令に適合し、最小の経費で最大の効果が上がるようにされているかどうかを監査することが求められております。

近隣の町では、監査基準に合わせて策定をする監査計画中で、新年度からは業務委託の内容、委託契約書、入札関係書類、補助金に関する書類などの提出を求めて定期監査をすることが予定されております。これまでの監査の中で主な指摘事項や、指摘によって改善された事項で特徴的なものがあれば御紹介いただきたいと思います。

また、元会計室長が前任部署で担当しておりました外部団体の会計において、現在、警察の捜査の対象になっているということが先ほど報告もありました。町内部での内部統制はもちろんであります。監査委員による監査があれば、もっと早く不正が発見できたのではないかとこのように考えております。

いずれにいたしましても、来年度からは町から補助金や負担金などの財政的援助を受けている団体も監査委員による監査の対象になります。年間どのくらいの団体の監査をする予定があるのでしょうか。また、予定等が決まっておれば、お示しいただきたいと思えます。代表監査委員、監査事務のほうと協議をした上で、回答があれば、監査委員さんの回答としてお示しいただきたいというふうに思えますので、よろしくお願ひします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、常包議員さんの再質問にお答えいたします。監査委員さんからの報告ということでお聞きいただきたいと思います。

定期監査につきましては、本町においては毎年7月下旬から8月中旬の間、実施いたしており、9月定例会時には監査委員より報告をいただいております。

この定期監査の内容につきましては、業務委託について、指定管理者からの事業報告書の確認、未収金対応の確認、現金の取り扱い、補助金事務の流れ等、毎年、重点項目を設定して実施いたしております。

また、これまでの監査の中で、大きな指摘はございませんでした。

監査基準の中に財政援助を受けている団体等の監査についても監査委員の監査の対象になることから、非常に数の多い団体をどのように実施するのか監査委員さんと協議を行い、早急に検査スケジュールの作成をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。新年度で今からの体制ということで、準備が今から具体的にされていくんだらうと思えますが、今、示されました定期監査につきましては、私の要望であります。定期監査は、ちょっと決算監査と若干ダブってしまうんじゃないかと。時期的に、7月であれば、どんなかなと私は感じたりします。定期監査は定期監査で別途行う計画を立てていただきたいなというふうに思えます。要望としてまたお伝えいただきたいなと思えます。

続いて、監査体制などについて町長にお伺ひいたします。

先ほどの竹林議員との体制も若干ダブリがあるんですけど、事務局の体制というのが、監査がどこまで十分できるというのは大きなウエートになってこようかと思えます。先ほ

ど議会事務局と監査事務局の職員が兼務の問題で、今から検討していくと。将来的には、また増員とかいろんなことも考えていかんというような話がありましたが、ぜひスタッフの充実として、監査や会計課の経験をした職員、そういう方のお力をかりるということもぜひ検討いただけたらいいのかなというふうに思っています。

そして、来年度以降、監査委員の方には、今まで以上の大きなことに求めることになると思います。監査委員の権限というのも非常に大きなものがあると思います。しかし、監査を責任を持ってしていただくためには、今の報酬でいいのかなというふうに思うわけです。

まんのう町の執権を有する者、代表監査の方は年額22万8,000円です。議会の選出の方が年額18万円。県内の状況を見ますと、市と町でかなりの差があります。市はおおむね月額制で、さぬき市の場合、月額14万円から、善通寺市が一番高くて、月額18万4,500円です。町は年額制で、琴平22万円、多度津34万2,000円です。多度津でも、月額に直しますと2万8,500円、善通寺市の約15%です。まんのう町は月額1万9,000円ですから、約1割しかないということで、市並みの業務を求めるのは大変酷かなと思います。報酬を、ですからどこに持っていくかというのは、どのような監査内容を求めるのか、どんな監査をしてもらうのかということによって大きく違うと思います。市と町では、例月の監査においても、支払い伝票だけをとっても大きな差がありますから、業務量の違いが大きくあるとは思いますが、私、この間、三豊市の監査事務局にちょっとお邪魔をしたんですが、事務局には職員が3人おまして、監査委員さんも、代表監査の方は、週3回程度、事務局のほうに来られるそうです。そして業務をされておるそうです。そういう状態に、三豊市は私たちの町が合併したときは、七つの町から一つの市になったわけですけど、今はそういう体制になっておるそうです。

いずれにしても、4月から全ての町で新しい制度に移行するわけですから、ぜひ実態調査等も行いながら、適切に対応いただきたいというふうに思うんです。

国から、法律の改正によって、監査の内容を充実しろということになってるわけですから、まずは県内町村会等、また、全国の町村会等も含めて、体制を含めて報酬も議論をいただきたいなというふうに思います。

私は、先ほど報酬の大きな差をお話ししましたが、市と町で監査内容が大きく違うのはいかがなものかなというふうに考えております。私たち住民の税金でサービスを担っているのは市も町も同じであります。お金の出入りから基金の管理、運用だけでなく、最小の経費で最大の効果を求められるかどうか、町がお金を支払っていく経過、いわゆる入札から、契約から、業務が完成しとる確認まで含めての、そういう事務が公平公正に行われておるかどうかも含めて、最終のチェックというのは監査委員会、そこしかないかなというふうに思うわけです。したがって、監査委員会、監査委員の方は大変大きな任務があり、大きな権限があると考えておるわけですが、町長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

監査体制につきましては、監査基準に定められる監査等の範囲が非常に広範囲となり、監査の専門性、質の管理も求められますことから、現状の議会事務局職員の兼務による事務の遂行が可能かどうかという部分では懸念もございます。

令和2年度において、業務を遂行する中で、問題等があれば洗い出し、改善策を検討し、経験豊富な行政経験者の活用や、必要があれば、職員の増員もしくは専門的な部署の設置等も視野に入れ、検討していければと考えております。

また、今後、新たな監査基準による監査内容はもとより、町行政からの審査依頼による監査委員の業務の重要性から鑑みて、他自治体の状況も参考にしながら、それに見合う報酬のあり方についても検討したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ監査委員の報酬も含めて、積極的に改善といいますか、業務量に合う監査報酬にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

1番目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 職員の採用状況についてお伺いたします。

ちょっと時間がなくなってまいりましたが、平成30年度の職員採用試験におきまして、一般行政職、辞退者が多く出たということをお聞きしました。今年度の採用状況についてお伺いします。

ことしの退職予定者の関係で、4月1日現在の職員数はどのようになっておるのか。そして、ことし、一般行政職の中で初めて経験者枠の採用試験を行いました。経験者枠の試験に限って、応募者数、合格者数、合格者の中で辞退された方がおいでたかどうかについて、あわせてお示してください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

ことしの職員の採用辞退者はいませんでした。

次に、採用試験の実施状況は、一般職及びその経験者枠、保育教諭職及びその経験者枠の採用試験を実施いたしました。令和2年度の職員数は実質4名増の219名となる予定でございます。内訳は退職者7名、医師を含む任期満了2名、文化庁出向1名の10名減に対し、経験者を含む一般行政採用が5名、経験者を含む保育教諭採用が4名、退職者の再任用が3名、医師を含む派遣開始等が2名の14名増の実質4名増でございます。

なお、一般行政職の経験者枠の試験には29名の応募があり、3名の合格、辞退ゼロでした。

また、保育教諭の経験者枠の試験には3名の応募があり、2名の合格で辞退ゼロでした。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。それぞれ若干職員増ということで、今後、職場の状況について改善がされていくことを期待したいと思いますが、昨年のそれぞれ職員の働き方をお聞きした際に、年休であれば、年間8.5日で若干増加傾向であったものの、取得日数が5日未満という方が約4分の1おいでということでした。また、時間外も100時間を超える者が2名おいでということでした。現時点での状況把握についてお示してください。

また、病気休暇も昨年は26名おいででしたが、今はどうでしょうか。

このような職場の状況について、まんのう町の産業医の方はどのような御意見をお持ちか、あわせてお示してください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

年休の取得につきましては、令和元年度では9.3日の微増であり、取得日数5日未満の職員は53名で、ほぼ横ばいでございます。引き続き、取得しやすい職場環境に努めてまいり所存です。

この一環として、令和2年度よりリフレッシュ休暇といった休暇制度を創設するなど、対策をしておるところでございます。

次に、時間外勤務につきましては、45時間以上の者が延べ30名、実人数で15名、100時間以上の者が7名でした。この件に関しましては、特定の所属部署に偏りが大きく、新年度での増員により対応したいと考えております。

続きまして、病気休暇につきましては、令和元年度は11名でした。なお、退職者は2名であります。職員の健康状態については、随時、面談を設けるなど対応しており、職場復帰に向けての準備を進めております。

町といたしましても、よりよい町政には、職員個々の健康があって初めて実現するものであるとの認識を持っており、よりよい職場環境が非常に重要であると考えております。

また、人事評価システムとも連動した管理職による職員の指導、ケアはもちろん、年1回は産業医も含めた安全衛生委員会の開催と職員を対象にしたストレスチェックの実施、人間ドック、健康診断の受診促進を図っており、職員の健康状態、職場実態の把握に努めております。特に産業医からの指摘は現在ありませんが、過去には突出した時間外勤務についての指摘はありました。

あわせて、職員組合とも春、秋の要求書に基づく交渉時に、労使での職場環境改善に向けた協議も積極的に行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 よろしくお願ひしたいと思います。それで、来年度の退職予定者に合

わせた職員採用ですね、来年度の職員採用についてお伺いしたいと思います。

今年度、私はことし初めて一般行政で実施しました経験者枠ですね、来年度もぜひ実施してほしいなど。辞退になる可能性が少ないんでないかなと、普通の学生採用よりは少ないんじゃないかなと思いますので、どうでしょうか。ぜひ来年度の採用試験に当たって、研究いただきたいと思います。

それから、改めて来年度の専門職の採用を求めたいと思います。特に、情報技術、科学技術の進化によって、そういう情報部門の専門職の採用を求めたいと思います。

やっぱりパソコンなしでは業務が進みませんし、上手に高度利用することで、日々の業務の実質的な削減につながるのではないかと思いますし、昨年、高松市役所で保育所の選考に当たって、AIを活用したというようなこともありましたし、情報技術の進展に合わせた対応というのは必要だろうと思いますので、ぜひ採用を求めたいと思いますし、難しいのであれば、ほかの方法も含めて、他市町の事例を参考にしながら検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再々質問にお答えいたします。

職員採用試験につきましては、県内統一として、町村会において、例年4月下旬に募集要項が策定されます。その要綱により募集人員をある程度決定し、5月中旬には町村会へ報告する流れとなっております。

しかし、定年以外の退職といった把握しづらい数字もあるため、一概にこのときに確定しなければならないという制約があるわけではございません。

次に、経験者枠についてでございますが、今年度の経験者枠の応募人数でも申し上げましたとおり、想像を上回る募集がありました。人材育成には時間を要し、専門分野ともなると、それ以上の時間を要します。こういったことから、専門分野での経験者枠の募集も視野に入れてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ積極的に検討いただきたいと思います。

専門職といいますか、現業職ですね、清掃職、給食調理員職についてお伺いします。

現在の職員の年齢構成と、いつから正規職員を採用していないのかお示しいただきたいと思います。

それぞれの職種については、特に災害時において大変必要な職種だというふうに考えておりますが、どうでしょうか。来年度の採用予定が考えられておるのか、あわせてお示しいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

まず、正規の清掃職員の年齢は平均52歳、21年前が直近の採用であります。給食調理員の年齢は平均53歳で、19年前が直近の採用であります。

また、町行政の中でも清掃・ごみ収集は特に地域住民の生活に密接に関係し、給食調理においては、地域の子供たちの心身の健全な発達を助け、食に対する正しい理解を養うためには重要なポジションでございます。

また、常包議員御指摘のように、災害時、緊急時の体制を鑑みても、地域住民への対応については、町といたしましても、これまで同様に直営堅持が望ましいと考えております。

そういったことも踏まえまして、実態に見合った職員配置を行えるよう、関係部署と協議し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 済みません、清掃、23年前ですかね。

○栗田町長 21年前。

○常包恵議員 21年前からですか。平均が52歳、53歳ということは、あと七、八年したら定年ということになるわけですね。20年前から採用がないと。下が入ってきてないということでもあります。ということは、後輩が入ってないということは、この仕事は何ぼ直営ですと言われても、正規職員は採用しないと。あなたの代で終わるよということを、実際、言われているというふうに私やったら感じます。なくなる仕事に誇りといえますか、モチベーションは上がらんとするんですよ。職員の採用がなかったら、苦肉の策ということですよ。高篠給食が民間ということで、調理業務がなりましたけど、そういう道しか残らないですね。選択の余地がない、実態として。一人でも、二人でも、徐々に入ってきたら、やっぱりこの仕事大事なんやという、自分も長年携わっておる仕事に対して誇りも持つし、それが町民といいますか、サービス受けて、調理やったら、子供がありがとう、おいしかったよと言ってくれる。清掃やったら、ごみをとってくれたことに対してありがとうと言ってくれる。そういうことに、人間、やっぱりどんな仕事であれ、認められたらうれしいじゃないですか。そういうことがほとんどないに等しい。だから、今、清掃、調理の仕事をやってくれてる人は、何か改善せえよとか、言葉は悪いけど、仕事をうまいこと何か工夫せえよと言われても、私は無理やと思うんですよ。そんなにやる気が起こらない。どうでしょうかね、町長、感想をお願いします。21年前、19年前から後はないということについてどうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

私が新しい町の町長に14年前になりました。そのときの状況は、町としても非常に財政も厳しい状況の中で、行財政改革を強力に推し進めなければいけないというような状況の中でありました。

そのような中で、外部に委託できるものは外部に委託しようということで、アウトソーシングということでいろいろ方針として今まで進めてきたところでございます。そのような結果の中で、清掃の職員、また、給食調理員につきましては、採用を余りしてなかったということでございます。これは、いま一度、見直してみることも必要かなというふうに

考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ、その辺、現場の人と十分話し合いをいただきながら、やっぱりそれぞれの職員がどの課の仕事であれ、誇りを持って、事務であれ、何の仕事であれ、誇りを持てるという体制を町長につくっていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしく願いします。

2番目の質問は以上で終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 3番目の質問、地球温暖化の問題であります。

大変大きな課題、地球的な規模の問題であります。ことしの正月、大変穏やかな正月で、本当に多くの方が寺社仏閣にお参りをされたというようなニュースが新聞報道ありました。私も本当にきれいな初日の出を見た記憶があります。

ことし、暖冬ということは言われておりましたが、ここまで暖冬ということは思いませんでした。きょうのニュースで、西日本は、2月でしたかね、平均が2度高いと。観測史上一番ということが言われております。

2月13日、四国で初めて春一番が吹きました。高松の最高気温19.4度、多度津が18度です。4月中旬並みと言われました。

そういう気象条件の中で、雨もたくさん降りました。野菜が育ち過ぎて、出荷量がふえて価格が下がり、使い込んでいるというのがテレビにも出ました。本当に悲しく、残念でありました。

そこで、ちょっと調べてみたんですが、東京の中央卸売市場、ブロッコリーは香川県の取引量が21%で一番多いということでした。そのブロッコリーは年明けからずっと下がってまして、2月の第1週では1個の価格が127円で、それは去年より50円も安いんですね。協栄のブロッコリーは高品質で評価が高いということですが、コロナウイルスの関係で、外食産業が、ホテルとかが下がって、取引が落ちて、また値段が下がって、両方の相乗効果といったら失礼ですけど、そういう形になっていると。

日本だけではなく、いろんなところでこういうふうな現象が起きているというふうに思います。それを防ぐために、このままの産業構造、経済状況があると、今世紀末には4度上がるのではないかと、平均気温が4度上がるということが言われておまして、地球が壊れてしまうということが言われて、それを何とか防ごう、1.5度以内に抑えようということがパリ協定ということで、2015年に結ばれて、2020年、ことしからスタートします。

本当に子や孫の時代にどないなるんやろかということ、日常的な会話の中で、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて言われている状況にあります。

地球温暖化、大きな課題ですけれど、そういう野菜の値段から含めて、本当に身近な問

題であらわれていると思うんですね。温暖化の大きな問題だけれども、身近な問題、私たちの身の回りに具体的にあらわれていると思うんです。そういうことをきちんと、大きな問題なんだけれど、本当に大事な問題ですし、まんのう町は自然を守っていかないかということでもありますから、自然と産業、先ほど農業のことを言いましたが、そういう意味で、具体的にまんのう町としてどんな啓発がされているのかということをお示しいただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の3番目の質問にお答えいたします。

地球温暖化に最も大きな影響を及ぼしておりますのは二酸化炭素と言われております。この二酸化炭素は地球温暖化の要因である温室効果ガスの代表的なもので、その大気中濃度は産業革命が始まった1750年以降、急速にふえております。石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済成長を進めたことで、現在は1750年と比べて42%も濃度が増加しております。このペースで温暖化が進みますと、将来予測といたしまして、今世紀末には世界の平均地上気温は最大で4.8度上昇し、海水面は最大で0.82メートル上昇すると予測されております。この二酸化炭素の排出量を減らすことが地球温暖化を防止する有効な手段であります。

町では、令和22年度に温室効果ガスの排出量を平成25年度と比べて26%削減するという国の中期目標の達成のため、平成30年度において、地球温暖化対策のために今できる「賢い選択」クールチョイス普及啓発事業に取り組んでおります。

主な取り組み内容といたしましては、町内施設を利用し、クールビズ、ウオームビズの普及啓発やLED照明への買いかえの啓発、公用車の電気自動車導入とエコドライブの講習、クールチョイス事業の啓発チラシやハンドブックの作成と、ケーブルテレビによる事業の商業放送、小学校、中学校における環境教育事業等を実施したところでございます。

今後につきましても、作成したチラシ等を活用するとともに、広報紙やホームページを利用して二酸化炭素排出削減に向けての啓発を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。まんのう町として具体的に組み組めることを具体的に啓発していく必要があるかと思っております。

施政方針の21ページに地球温暖化のことが書かれておりました。その中には、残念ながら、太陽光発電の導入補助しかうたわれておりませんでした。

長野県松本市では、先ほど町長が言われたようなこと、省エネのリフォームに当たって、LEDの照明設備であるとか、エコキュートのこととか、蓄電池、いろんな補助制度を設けて、住民の方と一緒にそういうまちづくりをしていこうということが載っております。

年間の晴天日数が一番香川県が多いようです。そういう状況の中で、また、香川におい

ても、自然が町の財産であるまんのう町だからこそ、こういうことも検討して、積極的に研究していく必要があるかと思っております。

先ほど言われましたが、公用車に電気自動車、今、1台あるようですけれど、ぜひふやしていただきたいと思えますし、町の公共施設の電気は、ぜひ再生可能エネルギーに使用していただきたいなというふうにも思います。

また、平たん部の取り組みになろうかとは思いますが、町民の皆さんにノーマイカーデーといいますか、車を一日は乗らないようにしようかと、そういうような啓発活動もキャンペーンも必要ではないかというふうに思っております。

先ほども言いましたが、地球規模の大きな課題ではありますが、身近な出来事、変化を実感できることで、温暖化の問題も理解できるのかなと思っております。大人も子供も一人一人が生活スタイルの変更を意識することで、具体的にできるのかなというふうに思っておりますが、ぜひ改めて町として、また町民の皆さんに対して啓発できることがあれば、町長からお示しいただきたいと思えます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町では、平成22年度にまんのう町地球温暖化対策実行計画を策定し、町の施設での昼休み消灯や冷暖房の温度設定による節電、また、クールビズ、ウオームビズ活動等のソフト的な取り組みを主体とした町の事務・事業における温室効果ガスの排出削減を図ってまいりました。こうしたソフト事業を今後も継続して実施したいと考えております。

ハード的な設備改修といたしましては、本庁舎とエピアみかどにつきまして設備の老朽化が進んでいることから、高効率な空調設備とLED照明への改修を環境省の補助事業であるカーボンマネジメント強化事業により実施いたします。

また、効率的な省エネルギー機器の普及の観点から、平成22年度から取り組んでおります住宅用太陽光発電システム補助事業を今後も継続して実施したいと考えております。

住民の皆様にご協力いただき温暖化対策といたしましては、ふだんの生活の中で取り組める冷暖房の温度設定や小まめな消灯、省エネ家電への買い替え等がございます。

また、ごみの分別リサイクルやごみの減量も有効な対策の一つであります。現在も資源化できる紙類やプラスチック類が燃やせるごみにまじっていますが、これらを燃やさずにリサイクルすることで、ごみとして燃やすよりも二酸化炭素の排出を減らすことができます。「リフューズ ごみになるものは事前に断ろう」、「リデュース ごみを減らそう」、「リユース くり返し使おう」、「リサイクル 再び資源として利用しよう」のごみの減量4R運動を継続して実施いたします。

また、電気式の生ごみ処理機やコンポストの補助金も設けておりますので、御利用いただき、ごみの減量化を進めていただければと思えます。

先ほども申し上げましたように、住民一人一人が実践できる地球温暖化対策につきまして、今後、わかりやすく取りまとめて周知するとともに、町としても新たな補助事業につ

きまして検討を進め、町民の皆様方とともに環境に優しいまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 どうもありがとうございました。ぜひ環境に優しいまちづくりに積極的によろしく願いします。以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回は大きく二つの質問をさせていただきます。一つ目の質問は、有害鳥獣のこれからの考え方です。二つ目の質問は、ゲーム依存症について。これは、昨年度、私が質問しましたが、もう一度、聞くということです。

その前に、ここ最近では、新型コロナウイルスで全世界が震撼させられています。とある専門家の方は、大丈夫なのは南極ぐらいだと言っておられました。日本でも自治体が公表した感染者数、あの豪華客船を除いて、けさ、250名とおっしゃっていました。恐らくはまだ検査を受けていないだけで、たくさんの方がおられると思います。

今回、とてつもないスピードで全世界に感染した新型コロナウイルス、何が一番怖いか。やはり目に見えない、そして、細菌やウイルス、疫病に国境がないということです。

この新型コロナウイルスによって亡くなられた方には御冥福とともに、感染者の方々には一日も早い回復をしていただきたいと思います。そして、早期の収束を迎えてほしいものです。

それでは、一つ目の質問に入ります。

有害鳥獣のこれからの考え方です。

まんのう町での有害鳥獣捕獲事業の中で、町単独補助の有害鳥獣といえば、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアです。この中でも特にまんのう町の住民の方の生活をひどく苦しめているのが、皆さん、御存じのとおり、イノシシの被害です。全くこういった被害に無縁の生活の方もおられると思いますが、まんのう町で住んでおられる大体の方は何かしらの被害をやはり受けておられます。

香川県全市全町でイノシシだけで1年間で1万2,000頭の捕獲駆除をしています。まんのう町でも年間700頭ぐらいが捕獲駆除をされています。つい先日、みどり保全課

野生生物グループの方にお聞きしましたが、今、香川県全域でイノシシだけで約3万頭以上生息しているそうです。これは本当にすごい数だと思います。その3万頭の中に雌のイノシシが何頭いて、また、一度の出産でイノシシは5頭前後生むみたいですから、考えただけでもすごい数になると思います。

こんな状況を踏まえて、今、まんのう町で狩猟免許の取得者が100名以上おられると聞いています。全ての方が有害駆除をやっているわけではなく、本当に有害鳥獣駆除をしている方は少ないと思います。ましてや、まんのう町では耕作放棄地が年々ふえ、イノシシにとっては格好のえさ場、住みかとなっていると思います。

また、狩猟免許を持った人の高齢化、狩猟をやめていく人が年々ふえておられます。イノシシはふえ、狩猟をする人は減る、これでは幾らまんのう町で農業を推進して新しい担い手といっても、農作物をつくれれば食べられる、被害に遭うでは、最終的には誰もつくりませんと思います。幾ら田んぼや畑を害獣侵入防止柵で囲っても、やはりだめだと思います。やっぱり狩猟をしてくれる人もふやすことが大事だと私は思います。

そこで、今回は四つほど御質問いたします。一つ目、有害鳥獣、特にイノシシ1頭当たりの町単独補助金の増額。二つ目、有害鳥獣捕獲駆除数に対して特別謝礼金交付。三つ目、有害鳥獣駆除に使用する道具、器具の半額補助金交付。四つ目、農林課、有害鳥獣用の獣のハンターコールの依頼係の設置。この四つをお聞きします。御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の有害鳥獣のこれからの考え方について答弁させていただきます。

主な鳥獣でありますイノシシにつきましては、本町では成獣・幼獣を問わず1万円の補助金を支給しています。補助金につきましては、国及び県事業を活用して国庫補助金7,000円、県費補助金1,500円及び町費1,500円にて支払いを行っており、補助金は頭数に限りがあり、終了後は町単独費で支給しております。

捕獲に対する補助金の増額につきましては、有害鳥獣捕獲への取り組みに対する意欲の向上につながり、生息数が減少していけば、農業被害の軽減につながってくることでおられると思いますので、今後、実施する必要があると考えておりますが、財源を補助金に頼っている部分がありますので、補助額の増額を国及び県に強く要望していきたいと思っております。

次に、駆除をする際の道具（やり、電気とめ刺し機）の補助についてですが、現在、鳥獣の処分用の機材についての補助は行っておりません。しかし、今後、自治会員の方などで新規に取り組まれる方もいらっしゃると思いますので、対象者数や補助率などを調査の上、検討できればと思います。

次に、役場からの対応（ハンターへの依頼コール）ですが、役場からのハンターへの殺処分の依頼は行っておりません。有害鳥獣捕獲は狩猟の方法により行っておりますので、捕獲からとめ刺しまでを原則的には本人に行っていただく必要がございます。自分では処

理し切れない個体を予期せず捕獲してしまった場合でも、自己責任で依頼等はお願いしております。

今後は猟友会と協議、検討したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 四つの御質問をしましたが、2番目の有害鳥獣捕獲駆除数に対しての特別謝礼金を交付していただくことのできないというので、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 鈴木議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

補助金の増額ですけども、そういった加算金のほうの案もいい案だと思いますので、そういったのも踏まえて、今後、協議させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 町長、課長、御答弁ありがとうございます。

まず、一つ目の一頭当たりの単独補助金ですが、お話にもあったように、町のほうから、随時、県のほうへ補助金の増額を働きかけてくれるということですので、これを、今後、やはりやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、二つ目の特別謝礼金の分ですけども、もしまんのう町だけで単独補助金というものを上げることが少しできないというのであれば、やはりまんのう町の中で捕獲駆除数が多い人には、本当に特別謝礼金を出して、例えば年間に10頭以上捕獲駆除をしてくださった方には5万円の特別謝礼金、30頭以上捕獲駆除をしてくださった方には15万円の特別謝礼金、50頭以上捕獲駆除をしてくれた方には20万円の特別謝礼金、70頭以上捕獲駆除の方には30万円の特別謝礼金、こういうのを出してほしいものだと思います。

捕獲駆除をしなかったら、こんな金額の被害では済まないと思っております。現在、捕獲駆除してくれる方も少なくなっています。何よりも、まず農家の人や農作物をつくっている人が本当に困っているという現状です。私がお会いした住民の方は、出荷前の農作物が一晩で全滅に遭ってしまったという方。田んぼや畑が溝やあぜを壊されて、大変な被害を受け、軽トラで入ろうと思っても、うねり込んでしまうぐらい、イノシシに掘られた跡がある方もいました。そんな方のためにも、有害鳥獣捕獲駆除がやはり大切なんです。そのあたりをどう考えているのか、いま一度、御答弁ください。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 この有害鳥獣に関して、農作物の被害は甚大と考えておりますので、今後、捕獲する方の増員とかも必要と考えておりますので、金額はさておきまして、庁内で十分協議して、今後、何か狩猟者の増員につながる施策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 前向きなお考え、ありがとうございます。

それでは、先ほどの三つ目、有害鳥獣駆除に使用する道具の半額補助金のことです。

これは、やはり私も昨年の7月に狩猟免許を取得しました。これから若い世代の方、もしくは女性の方でも新規に狩猟免許を取得した方は、一からくりわなや箱わなを買ったり、駆除する道具をそろえなければなりません。自治会を通して申請すれば、箱わなは購入費用の上限5万円までは出るとなっておりますが、その自治会以外の場所には箱わなが移動できません。それは課長わかりますね。

ここからが大事なんです。私が言いたいのは、個人で捕獲駆除をする方の道具や箱わな、その他の補助金は、先ほど町長の御答弁でもあり、ないと言っていました。田畑を守る保護柵、網の柵は補助金が出るのに、個人で捕獲駆除をしている人にはないのはやはりおかしいと思います。それに、まず順序が違うのではないかなと私は思います。田畑を守る害獣侵入防止柵をどんなに周りにつけても、イノシシそのものの個体数を減らさないと、全く意味がありません。周りを囲っても、その周りでイノシシを飼っている状態と同じです。

そこで、やはり個人で有害鳥獣駆除をするには、やり、それとか一本やりの電気とめ刺し機が必要になります。やりはやりといっても、インターネットのほうで調べていただければわかると思いますが、やりの部分だけで1万7,500円程度、柄をつけて2万1,500円程度です。そして、一本やりの電気とめ刺し機はフルのセットで買っても3万1,000円程度です。全額を出すというのは、新しく有害駆除をする方にとっては負担が大きいです。ですから、半額の補助金をしていただきたいと思います。いろいろな制度や規制があると思いますが、秋からでも出るようにしていただきたいと思います。どうお考えか、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 鈴木議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中にも、新規に取り組まれる方もいらっしゃると思いますので、検討できればという答弁をいただいておりますので、出る時期について確定は、今、できませんけれども、前向きに検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。お二人から前向きな考えをいただいたというので安心しました。

それでは、四つ目の農林課の有害鳥獣の銃のハンターのコールの依頼係設置ということをお聞きします。

やはりくりわなや箱わなを仕掛けていけば、たまにかなり大きいイノシシがかかるときがあります。一人では駆除できない場合というのがあります。銃での駆除が絶対的に必要なときがあり、そんなとき、新規に狩猟免許を取得した方で、誰も知り合いがないという方は困り果てると思います。

そこで、農林課に電話をし、銃で駆除をしている方を紹介する銃のハンターというもの

を依頼してほしいという問題です。

現在では、猟友会の琴平支部には2名の方が年間を通して駆除してくれる方がいるとおっしゃってました。その方は、一度、駆除をしていただいたときには、3,000円をお支払いしなければならないというふうになっています。依頼をされた銃のハンターも3,000円いただける。そして、頼んだ側も安全に駆除ができる。これはお互いがウイン・ウインな関係だと思えます。ですから、やはり駆除をしながらでも、まずは安全が第一だと思います。そして、まんのう町の住民の方が少しでも安心して、被害を少なくできたらいいと思います。なおかつ、イノシシの個体数をしっかりと減らしていく取り組みというのが私は大事だと思いますので、このコールセンターの依頼というのをどうお考えか、ちょっとお聞きします。

○田岡秀俊議長 農林課長、小縣茂君。

○小縣農林課長 鈴木議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

先ほども町長の答弁にもありましたけども、猟友会と協議して検討したいということで、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 しっかりと協議していただいて、いい返事を早急にいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

では、一つ目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 二つ目の質問に入りたいと思えます。

ゲーム依存症について、再質問いたします。

昨年度、ゲーム依存症についての質問をしてから数カ月がたちました。その間、香川県議会のほうでも何度も取り上げられ、県条例にまでなると言われています。今はまだ県のパブリックコメントの期間で、はっきりしたことは5月末だと聞きました。県のほうがまだはっきりしていない状態ですので、まんのう町もまだ決まっていないとは思いますが、現在の近況報告だけでもお聞かせください。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木崇容議員の質問にお答えします。

昨年度の6月議会で質問のあったゲーム依存の本当の怖さ、その後のまんのう町での対策、対応はどのようになっているかについてのお尋ねでございます。

鈴木議員がこのことにつきまして問題意識を持ち続けておられることに敬意を表したいと思います。

昨年、回答した視点と違った角度から、今回、御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと思えます。

今までも学校現場におきましてさまざまな啓蒙や指導等を行ってきたわけではありますが、

まんのう町教育委員会といたしましては、学校や親がスマホを使う時間を決め、正しいスマホの使い方を指導することは基本の基本であり、大切なことであると考えております。

しかし、さらに重要なことは、このスマホを子供たちが自分自身でコントロールする能力を身につけておかなければ、自分で人生を切り開いていく能力は身につかないわけであり、いつまでたっても人から指示を待って行動する指示待ち人間になってしまうわけでございます。

大変理想的なことを申し上げますが、子供はゲームに興味を持ち、それを楽しいと思い、のめり込んでいくわけであり、これからの時代はITに強くなることは必要条件であります。この機器を使いこなさなければ人生を乗り越えていくことはできないわけであり、自分が確立した子供を育てておかないと、機械に使われる人間になってしまうわけでございます。

シンギュラリティという言葉がありますが、AIがやがて人間を超える時代が2030年代には必ず来るといった研究者もおりますし、その時代はまだまだ先だという人もおります。しかし、どちらにしても、自立した個が確立して、自分をコントロールして乗り越えていく子供を育てておかないと、日本の未来はないのも同然でございます。

具体的には、自分でゲームをする時間をコントロールして、ゲーム機を有効に楽しむことができるような子供が育ってほしい、そういうふうにしてほしいわけであり、机上の空論だと思われる人も多いと思いますが、教育とか人を育てるといことは、そのように考え、そのように育てないとむなしなものでございます。

昨年、県の教育委員会が学力診断テストを実施しました。最近はどういったテストに必ず質問紙で子供の意識調査をすることが常となっております。その中で注目する満濃中学校のデータを見つけました。スマホをする時間は県よりも満濃中学校の生徒のほうが約1ポイント多くなっており、心配したのですが、親と約束したことや自分で決めたルールを守るという項目では、県より4.3ポイントも高くなっており、4ポイント以上高いということは、統計的には有意の差だと思われ、満中生の育ちに大変うれしくなったわけであり、心優しい中学生が育っており、親の意見も大切にしながら、自分として自立していこうとする姿を見ることができました。自分で自分を確立していくような教育を常々進めていきたいと考え、学校とともに取り組んでいるところでありますが、道は険しいわけでございます。

鈴木議員への回答として少しそれたものになってしまいましたが、意のあるところをお酌み取りいただければありがたいと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 丁寧な御答弁、ありがとうございました。教育長が今さっきおっしゃっておられましたが、私は机上の空論ではないと思います。やはりやらなければいけないとしっかり思っています。

このゲーム依存症対策というのは、本当にデリケートな問題だと思います。私もふだん

はゲームをしないんですが、オンラインゲームというのをやってみました。やれば、やはりソーシャルゲームのガチャから少しずつですけど依存につながる傾向というものが少しあったような気がいたしました。その依存の傾向というものに関して、教育長はどのようにお考えか、少しお聞かせください。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

鈴木議員さんは実際に自分でやられていて、どういうゲームがどういうところで嗜好性が強いのか、身をもって体験をされておられるわけでございます。

それで、これはやはり先ほど申し上げましたように、これをつくる側にとりましては、そういうところを特に力を入れておるわけでございます。

しかし、これは学校教育におきましては、家庭へも啓蒙をしっかりしていかなければいけませんけれども、小さい幼児期からこのスマホの取り扱い方、あるいは小中学校におきましても、どういう対応をするのか、親子の関係の中でしっかりときずなを強くしながら、そのことには細かく指導をしてかなければいけないというふうに考えております。

これは、県の議会でも議員さんの提案ということで条例をつくるようでございますけれども、中身については私も十分全て存じ上げているわけではございませんけれども、やはり啓蒙的な視点で、何年生は何時間以内、そういったことが多分盛り込まれるのではないかと考えております。

私どもは、そういったことについても非常に大事だというふうには認識しておりますけれども、こういった取り扱いについては、目の前にある危機を乗り越えるという対応型の問題であろうかというふうに思います。私ども教育委員会におきましては、先ほども申し上げましたけれども、教育というのはそういう危機対応を超えたところで、子供の中に耐性を強くするとか、興味のあるものも自分でコントロールできるとか、そういったことについてしっかりと地道に教育をしていく、そういう子供が育てば、将来は日本の国は安泰だという遠大な考えのもとに地道に教育を取り組んでいきたい、そういうふうに思っておりますので、どうぞ応援をいただきたい、そういうふうに思っております。

○田岡秀俊議長 鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 非常に難しいと思いますが、ありがとうございました。

ゲーム依存症、これは私が思うには、道徳心の欠如が原因ではないと思います。病気だとはっきりと思います。WHO（世界保健機構）が認める以前から、香川県が子供を救うために真剣に考えていたからこそ、どの県よりもいち早く手を打っていることだと私は思います。どのような方向性にこれからなっていくかわかりませんが、私自身もしっかりと見守っていきたい一つだと思っております。

以上で、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可します。

○京兼愛子議員 一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、町営火葬場安全運営を継続するにはと、町役場の駐車場の時計の設置をの2点を一般質問させていただきます。

まず、一つ目の質問をさせていただきます。

町営火葬場の安定運営を継続するには。

令和2年度当初予算概要の新重点事業として、火葬場改修及び待合室増築事業を上げています。その事業について提案があります。

最近の葬儀事として家族葬が大半を占め、その割合が、高齢化が進むほど増加傾向になってきているように思います。でも、一般の葬祭場を使用すると、高額の使用料が必要になります。他の自治体では、既に町営火葬場に葬儀のできる場所を備えているところもあります。本町にも町営火葬場に家族葬ができる場所を備えることを要望します。

以前は自宅葬も行われていましたが、最近の葬儀事は一般の葬祭場を使用する傾向になっていて、金銭面に大きな負担になっております。町営火葬場の安定運営のためにも、また、葬儀事が町民の負担減少になるように、家族葬ができる場所を備えることが必然的ではないかと思えます。

そして、町営火葬場の改修、増築の工事などは、今後、何十年も行うことがないでしょう。まんのう町の住民であれば、必ず使用しなければならない場所です。また、町外の方もいらっしゃる場所です。町民が誇れるすばらしい町営火葬場の改修、増築工事になるように、事業の見直しを前向きに検討していただきたいと思えます。町長の御答弁をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼愛子議員の、町営火葬場の安定運営を継続するにはの御質問にお答えいたします。

町営火葬場の運営につきましては、合併前の平成17年12月から民間事業者により運営を実施しており、年間約300件の火葬を行っております。このうち、葬儀を自宅で行われる割合は平成28年度は9.7%、平成29年度は4.5%、平成30年度は2.9%、令和元年度は1月末現在で2.6%となっており、自宅葬は年々減少し、民間の葬儀場を利用される方が大多数となってきております。

また、葬儀の日程等につきましては、行政放送等を通じ周知しておりますが、放送を希望される方は平成30年度で39.9%、令和元年度はこれまでに34.1%と、こちらも年々減少しており、議員さん御指摘のように家族葬がふえていることが推測されるところでございます。

現在の火葬場は平成7年度に開設されましたが、設備の老朽化が進んでおりましたことから、平成27年度に火葬炉等の大規模改修を実施いたしました。

また、近年は火葬が終わるまで火葬場内の待合ホールで待たれる場合が多くなり、現状

の待合ホールでは手狭となっておりますことから、来年度に待合室の増築工事を実施すべく、本年度に実施設計を作成しているところでございます。

あわせて、現火葬場のトイレが男女共用となっておりますので、女性用トイレを別に増築いたします。

今回の工事におきましては、告別式等ができる施設の計画はございませんが、葬儀のあり方も多様化しておりますことから、少し手を加えれば、将来的には家族葬にも対応可能な施設といたしておりますので、今後、住民のニーズを捉えるとともに、近隣自治体の実績等も調査を進めまして、今後の火葬場の運営方法について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。町営火葬場の安定運営と町民のための家族葬ができる未来を見据えた新重要事業の実現を願って、一つ目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 一般質問の二つ目の通告の許可を議長よりいただきましたので、町役場の駐車場に時計の設置をの質問をさせていただきます。

最近まで役場の駐車場に時計が設置されていましたが、今は撤去されています。今後、設置する予定はあるのですか。よろしく願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員の2番目の質問にお答えいたします。

本庁舎の駐車場に設定しておりました時計につきましては、庁舎建築より20年を経過し、機器の故障により正確な表示ができなくなっておりましたので、平成30年9月に撤去いたしました。

撤去において更新も検討いたしました。携帯電話やスマートフォンなど携帯端末も普及しておりますし、庁舎内には時計が設置されております。また、更新費用も多額であったため、駐車場に時計を設置する必要性は低いと判断し、撤去をいたしました。

今後の設置予定につきましては、現時点での設置の予定はございませんが、町民からの御意見も聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 以前のように設置することを要望します。町に時計があることを、皆さん、楽しみというか、携帯を見るよりか、町に時計があることは、庁舎を見る機会があって、どこの町にもあると思うんです。だから、ぜひまんのう町にも設置するように検討をよろしく願いいたします。

設置する場合に、提案として、町民にイメージ図を募集し、町民の皆さんが誇れるよう

な時計の設置を要望します。済みません、よろしく申し上げます。

○**田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 京兼議員さんの再質問にお答えいたします。

十分、今後、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**田岡秀俊議長** 京兼愛子さん。

○**京兼愛子議員** 御答弁ありがとうございました。時計の設置の実現を願って、二つ目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○**田岡秀俊議長** 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、あす、3月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後4時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員